

あま市障がい福祉計画 (案)

平成 27 年 2 月

あ ま 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の性格	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	3
5-1	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会の開催	3
5-2	アンケート調査の実施	3
5-3	関係団体ヒアリングの実施	4
5-4	パブリックコメントの実施	4
6	第4期障がい福祉計画策定のポイント	5

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1	人口の推移	7
2	障害者手帳所持者の推移	8
2-1	身体障害者手帳の交付状況	8
2-2	療育手帳の交付状況	11
2-3	精神障害者保健福祉手帳の交付状況	12

第3章 市民の意識とニーズ

1	アンケート調査結果のまとめ	13
1-1	障がい者の介助者の高齢化	13
1-2	生活の場のニーズ	14
1-3	地域で生活するための支援	15
1-4	障がい者の就労支援について必要なこと	16
1-5	障害福祉サービス等のニーズ	17
1-6	権利擁護について	22
1-7	災害時の避難等について	24
1-8	自由意見について	26
2	ヒアリング調査結果のまとめ	28
2-1	団体の課題及び事業を展開する上での課題	28
2-2	あま市の障害福祉施策・事業(サービス)についての課題・提案	29
2-3	障害福祉サービスや地域生活支援事業でニーズはあるものの、不足しているサービス	30
2-4	あま市の障害のある方の就労促進についての課題・提案	31
2-5	障がい福祉の向上のために行政や地域に望むこと	32

第4章 第3期障がい福祉計画の進捗状況

1 障害福祉サービスの現状と課題	33
1-1 訪問系サービス	33
1-2 日中活動系サービス	34
1-3 居住系サービス	37
1-4 相談支援	38
1-5 障害児支援サービス	39
2 地域生活支援事業の現状と課題	40
2-1 必須事業	40
2-2 任意事業	44

第5章 サービスの確保に関する基本的事項

1 基本理念	47
2 第4期計画の基本的な考え方	48
2-1 障がい福祉計画における国の基本的理念	48
3 障害福祉サービスの基盤整備の考え方	49

第6章 計画の数値目標

1 障害者総合支援法に基づくサービス体系	51
2 平成29年度の数値目標	52
2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行	52
2-2 地域生活支援拠点等の整備	52
2-3 福祉施設から一般就労への移行等	53
3 自立支援給付の見込み量	54
3-1 訪問系サービス	54
3-2 日中活動系サービス	55
3-3 居住系サービス	56
3-4 相談支援	57
3-5 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）	58
4 地域生活支援事業の見込み量	59
4-1 必須事業	59
4-2 任意事業	61

第7章 計画の推進体制

1 計画の達成状況の点検及び評価	63
1-1 計画の点検・評価の考え方	63
1-2 点検及び評価体制	64
1-3 点検及び評価結果の周知	64

資料編

1	計画の策定経過	65
2	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	66
3	あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	68

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

あま市では、合併前の七宝町、美和町、甚目寺町においてそれぞれ第1期障がい福祉計画（平成18年度～平成20年度）、第2期障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）を策定しています。合併後は、第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）を策定し、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等、計画的に施策の推進を図ってきましたが、このたび第3期障がい福祉計画の計画期間の終了に伴い、新たに計画を策定することとなりました。

そのため、前計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの障がい福祉サービスに関する数値目標やそれらの提供体制の確保のための方策等を定める第4期障がい福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下障害者総合支援法）第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制の策定が義務付けられている計画です。

策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されており、本市の実情を反映した計画として策定します。

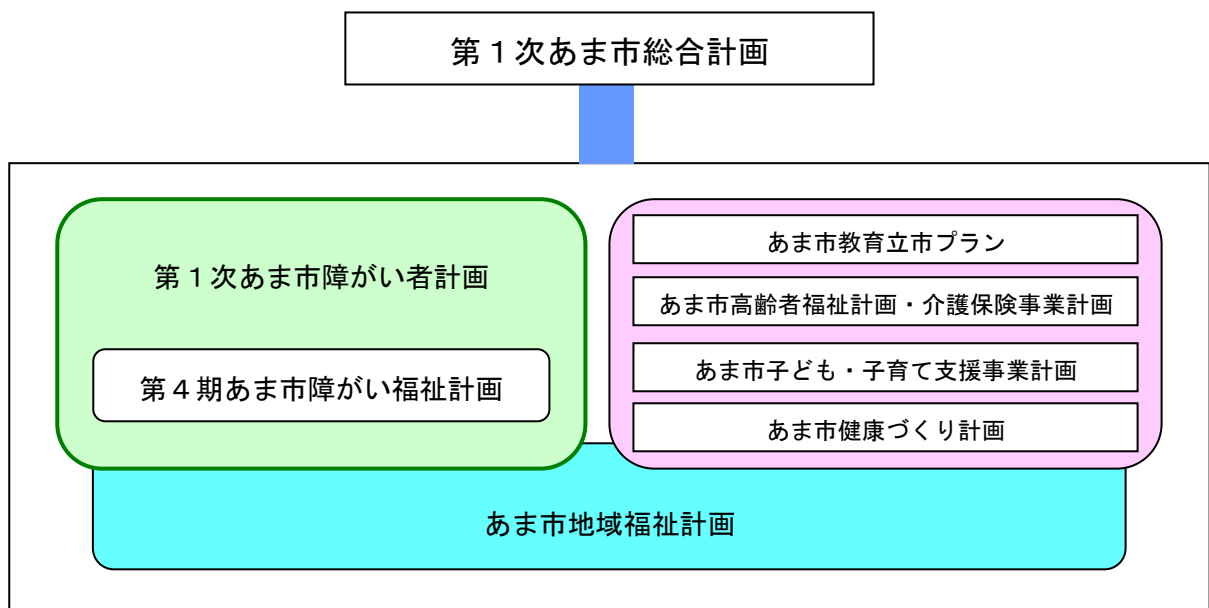
○障がい者計画・障がい福祉計画について

項目	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害基本法(第11条第1項)	障害者総合支援法(第88条第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画
計画期間	第1次 平成24年度～平成29年度	第1期 平成18年度～平成20年度 第2期 平成21年度～平成23年度 第3期 平成24年度～平成26年度 * 第1・2期は合併前のため旧3町で作成

3 計画の性格

本計画は、第1次あま市総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、市が取り組むべき今後の障害福祉サービスなどの施策の基本方向を定めるものです。

また、本市の障がい者施策の基本指針である「第1次あま市障がい者計画」との整合性を図りながら策定します。



4 計画の期間

障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画は、平成27年度からの3か年を第4期として策定します。

障害者基本法に基づく、第1次障がい者計画は、平成24年度から平成29年度までの6か年となっています。

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
第1次あま市障がい者計画						第2次あま市障がい者計画		
第3期あま市障がい福祉計画			第4期あま市障がい福祉計画			第5期あま市障がい福祉計画		

5 計画の策定体制

5-1 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、地域の実情に即した計画とするため、保健医療関係者、福祉関係者をはじめ、障がいのある人等の団体や障がい福祉に係る関係機関で構成する、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会を設置し、委員の幅広い考え、当事者の意見をお聴きして計画づくりを行いました。

5-2 アンケート調査の実施

本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、平成 26 年 8 月から 9 月に本市における身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害福祉サービス事業者に対してアンケート調査を実施しました。

(1) 調査地域	あま市全域	あま市内及び近隣市町
(2) 調査対象 及び抽出方法	・ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業受給者証保持者 ○全数	・ 市内に所在する障害福祉サービス等事業者 ○全数
	・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ○抽出	・ 近隣市町に所在する障害福祉サービス等事業者 ○抽出
(3) 対象者数	791 人	42 件
(4) 調査方法	郵送配付・回収	
(5) 調査時期	平成 26 年 8 月	

対 象	配付数 A	回収数 B	有効回収数 C	有効回収率 C/A
障がい者調査	791	455	454	57.4%
事業者調査	42	30	30	71.4%

※有効回収数は、回収されたが記入のない調査票を除いて集計した数。

5-3 関係団体ヒアリングの実施

今後の障がい福祉施策を進めるにあたり、安心して生活できるまちづくりを推進するため、社会状況の変化と新たな課題に対応した、「あま市障がい福祉計画」策定に係る基礎的な資料とすることを目的として、障がい者関係団体に対し、障がい者福祉に関する活動を行っていく上での課題や今後の活動の展望、今後の団体の活動等の項目について、ヒアリングシートによる調査を実施しました。

実施期間	平成 26 年 9 月 12 日～19 日
ヒアリング調査にご協力いただいた各関係団体等	・ あま市心身障害児者保護者会（菜の花会） ※下記 3 団体ごと個別に実施 美和心身障害児者父母の会 希望の会 七宝障害児（者）を持つ親の会（つくしの会） ・ あま市身体障害福祉協会 ・ はとぽっぽ（幼稚部） ちびはと（発達障がい児の保護者の団体） ・ ドルフィンクラブ（発達障がい児の保護者の団体） ・ ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会 （50音順）

5-4 パブリックコメントの実施

平成26年12月25日から平成27年1月23日まで、計画の素案を市役所等の窓口や市のホームページを通じて広く公開し、郵送やメールなどで計画に対する意見を募りました。

6 第4期障がい福祉計画策定のポイント

国においては、第4期障がい福祉計画の策定における「第4期障害福祉計画に係る基本指針」を示しており、より計画の実行性を高めるため、PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルを導入すること等、新たな事項を盛り込むことや、既存の事項においても拡充していくことが以下のように示されています。

（1）PDCAサイクルの導入【新規】

- ◆ 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- ◆ 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

（2）成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ◆ 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ◆ 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

②精神科病院から地域生活への移行促進

- ◆ 入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。（平成21年から23年の平均58.4%）
- ◆ 入院後1年時点の退院率を91%以上とする。（平成21年から23年の平均87.7%）
- ◆ 1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

③地域生活支援拠点等の整備【新規】

- ◆ 障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

④福祉から一般就労への移行促進

- ◆ 福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ◆ 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ◆ 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）

（3）その他の事項

①障害児支援体制の整備（新規）

- ◆ 児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

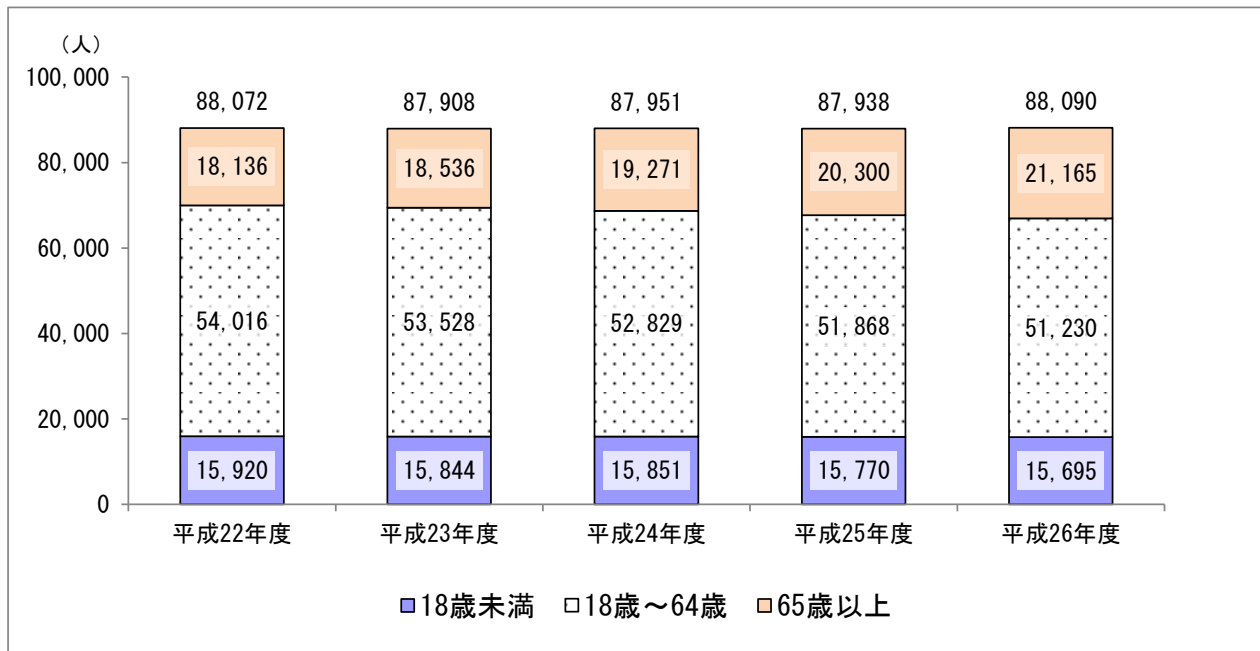
②計画相談の充実、研修の充実等

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 人口の推移

本市の総人口は、88,000 人程度を維持して推移しています。18 歳未満の児童人口は平成 24 年度以降わずかながらも減少しています。また、18 歳～64 歳は年々大きく減少しているのに対し、65 歳以上は年々増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

図：人口の推移（各年度 4 月 1 日現在）



資料：庁内資料

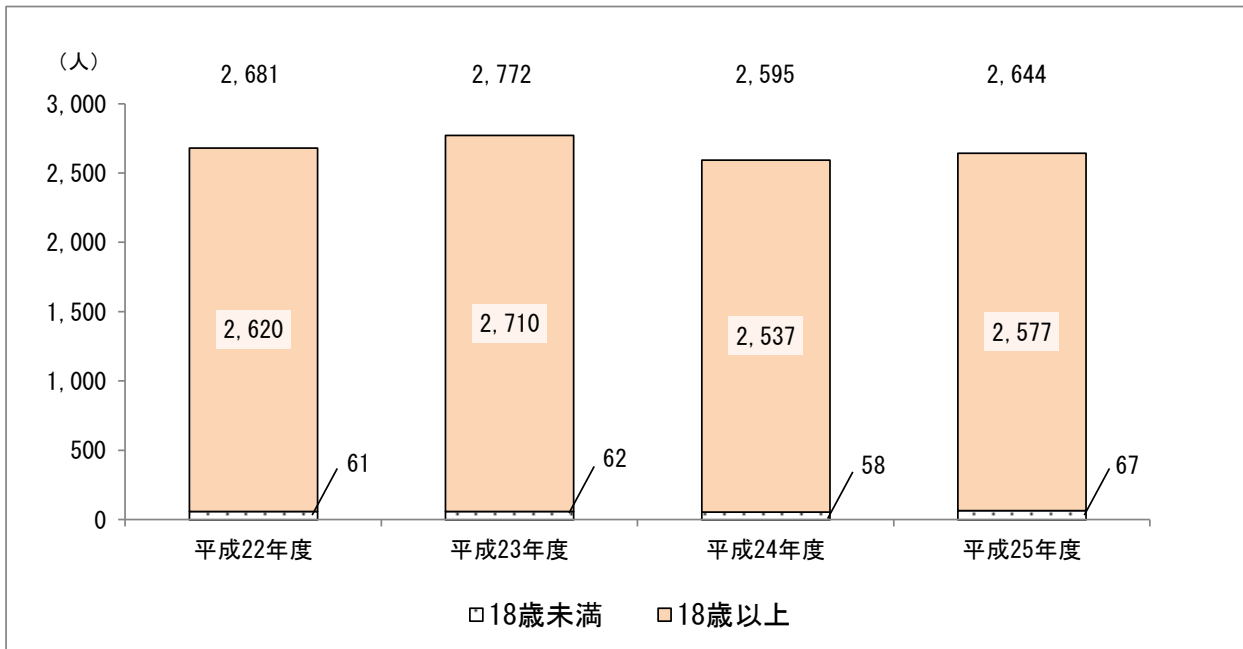
2 障害者手帳所持者の推移

2-1 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳を所持している人は、毎年増減を繰り返しており、平成 25 年度では 2,644 人となっています。

平成 25 年度の障がいの等級別でみると、「1 級」が 721 人と最も多くなっています。次いで「3 級」が 615 人、「4 級」が 588 人、「2 級」が 410 人となっており、「1 級」と「2 級」の重度の人が全体の 42.8% を占めています。また、「1 級」が、平成 22 年度から増加しています。

図：身体障害者（児）の手帳交付数の推移（各年年度末）



資料：庁内資料

表：身体障害者（児）の手帳交付数の推移（各年年度末）（人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳未満	61	62	58	67
18 歳以上	2,620	2,710	2,537	2,577
計	2,681	2,772	2,595	2,644

資料：庁内資料

障がい等級別身体障害者手帳交付数の推移（各年年度末）

（人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	708	742	700	721
2 級	437	432	403	410
3 級	630	652	599	615
4 級	591	619	586	588
5 級	168	172	166	165
6 級	147	155	141	145
計	2, 681	2, 772	2, 595	2, 644

資料：庁内資料

平成 25 年度の障がいの種類別でみると、肢体不自由が 1,464 人と最も多く、身体障がい者全体の約 5 割（55.4%）を占めており、次いで内部障がいが 818 人、聴覚・平衡機能障がいが 189 人、視覚障がいが 140 人、音声・言語そしゃく機能障がいが 33 人の順となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳交付数の推移（各年年度末）

（人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障がい	150	153	134	140
聴覚・平衡機能障がい	201	207	185	189
音声・言語そしゃく機能障がい	38	35	33	33
肢体不自由	1, 479	1, 524	1, 441	1, 464
内部障がい	813	853	802	818
計	2, 681	2, 772	2, 595	2, 644

資料：庁内資料

年齢別・障がいの種類別身体障害者手帳交付数をみると、18 歳未満では肢体不自由が 34 人（50.7%）と最も多く、次いで内部障がいが 22 人（32.8%）となっています。

また、18 歳以上では肢体不自由が 1,430 人（55.5%）と最も多く、次いで内部障がい 796 人（30.9%）となっています。

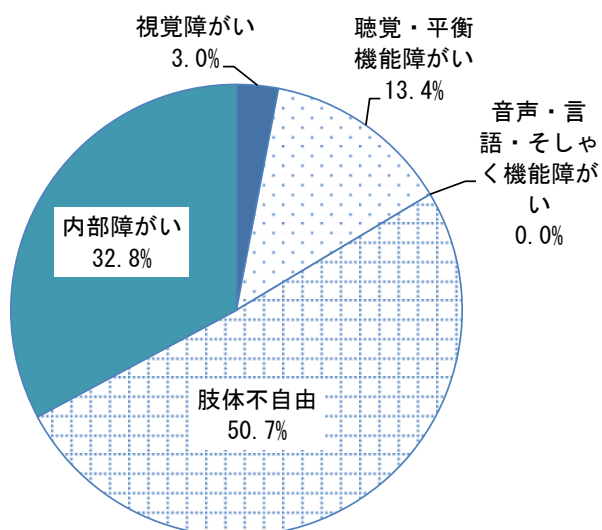
年齢別・障がいの種類別身体障害者手帳交付数の状況（平成 25 年度末）（人）

区 分	18 歳未満	18 歳以上	計
視覚障がい	2	138	140
聴覚・平衡機能障がい	9	180	189
音声・言語そしゃく機能障がい	0	33	33
肢体不自由	34	1,430	1,464
内部障がい	22	796	818
計	67	2,577	2,644

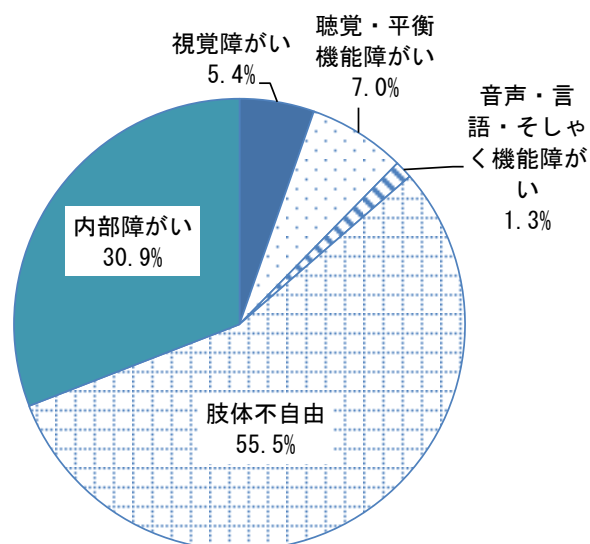
資料：庁内資料

年齢別・障がいの種類別身体障害者手帳交付数の割合（平成 25 年度末）

【18 歳未満】



【18 歳以上】



資料：庁内資料

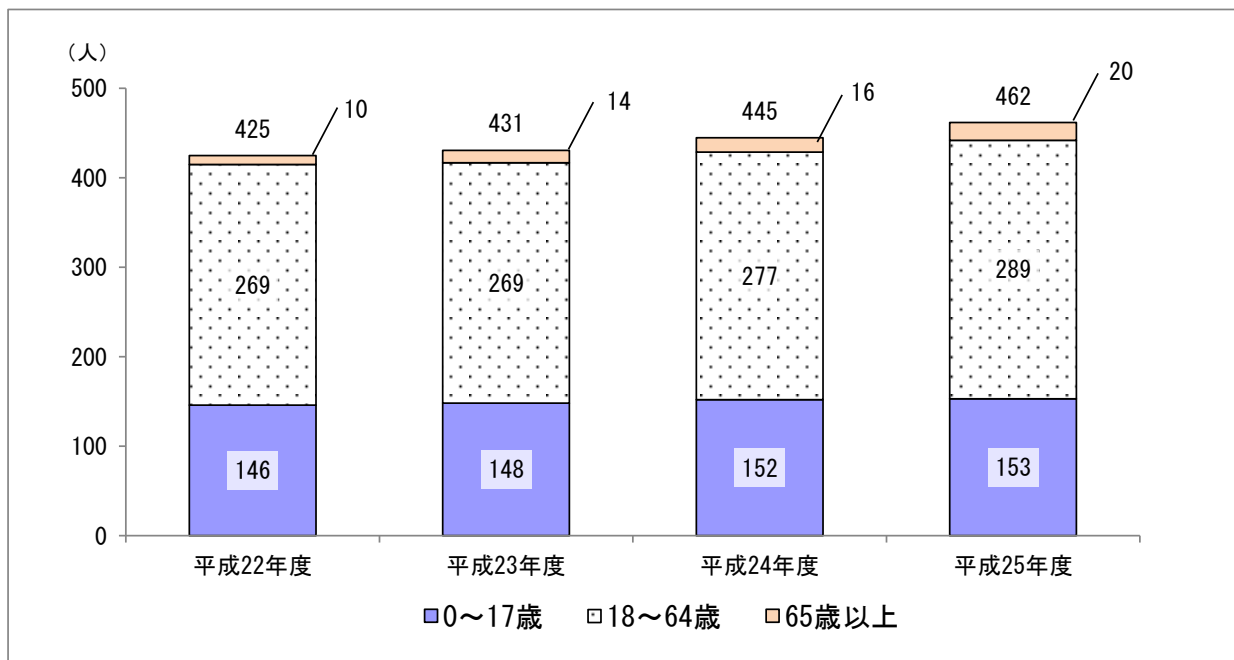
※比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が 100%になりません。

2-2 療育手帳の交付状況

平成 25 年度では、市内で療育手帳を所持している人は 462 人となっています。平成 22 年度からの推移をみると、年々増加傾向にあります。

平成 25 年度の障がいの等級別でみると、A（重度）が 213 人、B（中度）が 114 人、C（軽度）が 135 人となっています。平成 22 年度からの推移をみると、いずれも増加傾向を示しています。

図：療育手帳交付者数の推移（各年年度末）



資料：庁内資料

知的障がいの判定別療育手帳交付者数の推移（各年年度末）

（人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A（重 度）	203 (56)	202 (56)	205 (60)	213 (60)
B（中 度）	110 (32)	119 (37)	118 (37)	114 (27)
C（軽 度）	112 (58)	110 (55)	122 (55)	135 (66)
計	425 (146)	431 (148)	445 (152)	462 (153)

※（ ）内は 18 歳未満の人数再掲

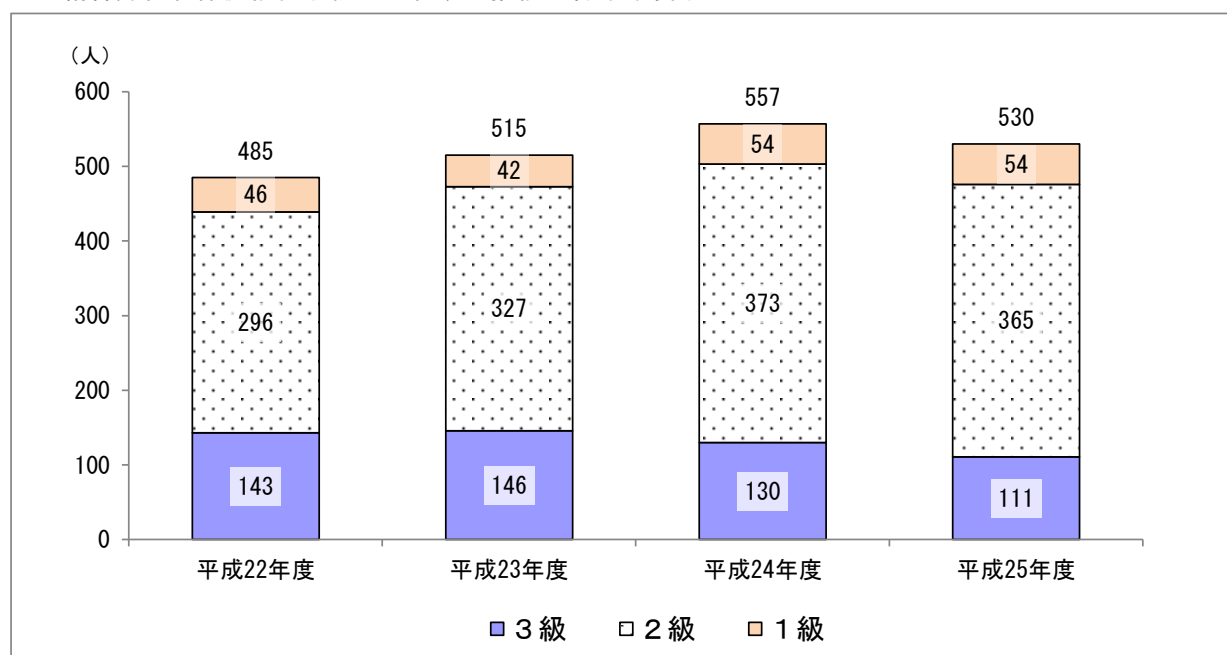
資料：庁内資料

2-3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

平成 25 年度では、市内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 530 人となっています。平成 22 年度からの推移をみると、増加傾向にあります。

平成 25 年度の障がいの等級別でみると、1 級が 54 人、2 級が 365 人、3 級が 111 人となっており、2 級が最も多くなっています。平成 22 年度からの推移をみると、2 級が平成 22 年度の 296 人から平成 25 年度には 365 人と大幅に増加しています。

図：精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年年度末）



資料：庁内資料

障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年年度末）（人）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	46	42	54	54
2 級	296	327	373	365
3 級	143	146	130	111
計	485	515	557	530

資料：庁内資料

第3章 市民の意識とニーズ

1 調査結果のまとめ

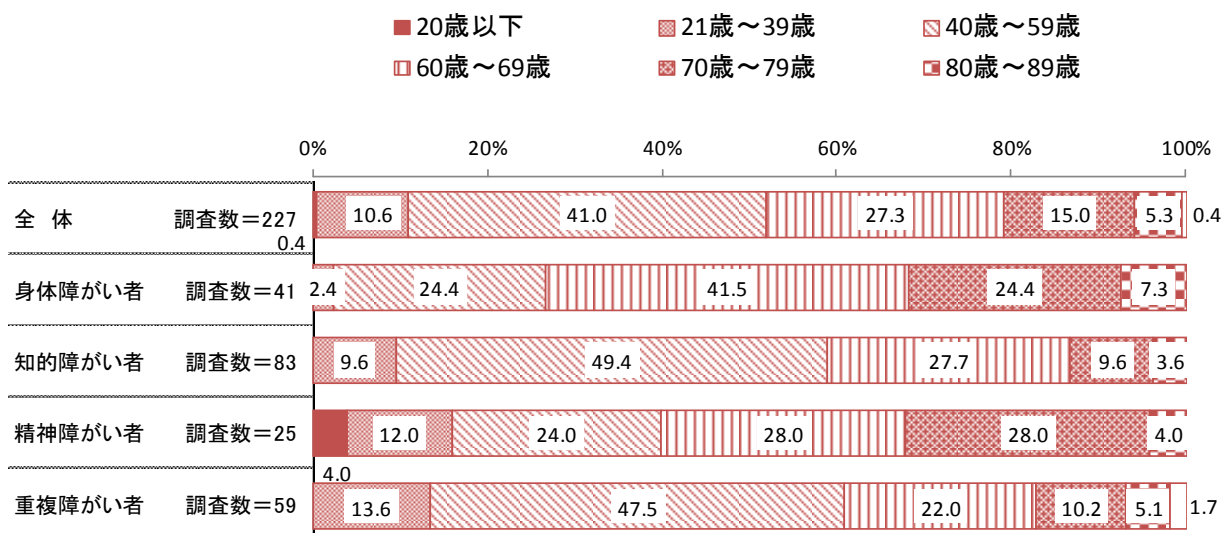
1-1 障がい者の介助者の高齢化

→ 介助者の身体的・精神的ケアが必要

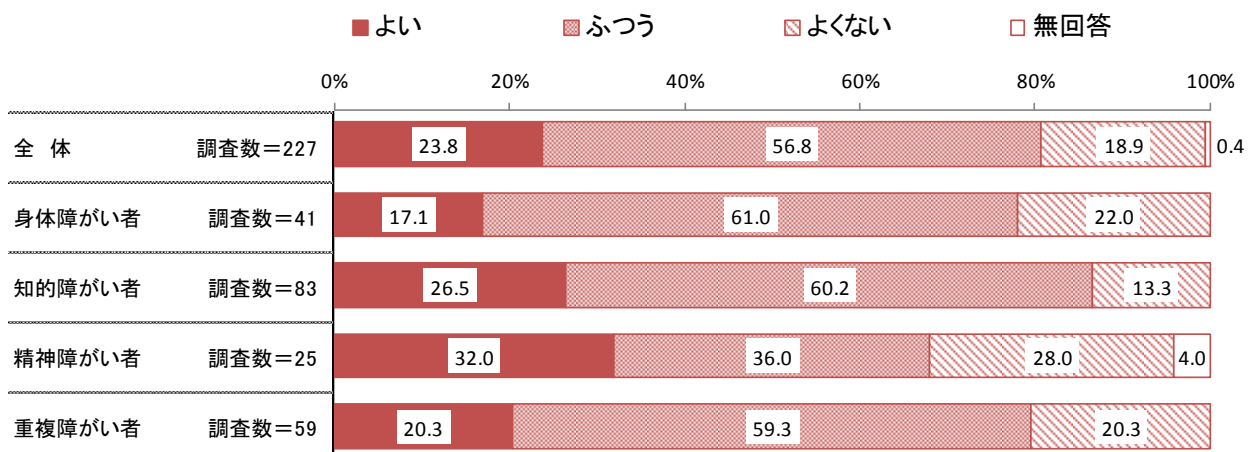
近年、障がい者の高齢化・重度化が課題となっていますが、その障がい者を支える介助者の高齢化も進んできており、介助者の健康状態が「よくない」という回答が約2割みられることから、介助者の身体的・精神的ケアも課題であるといえます。

※比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのためパーセントの合計が100%にならないこともあります。

問 主な介助者の年齢



問 主に介助している方の健康状態



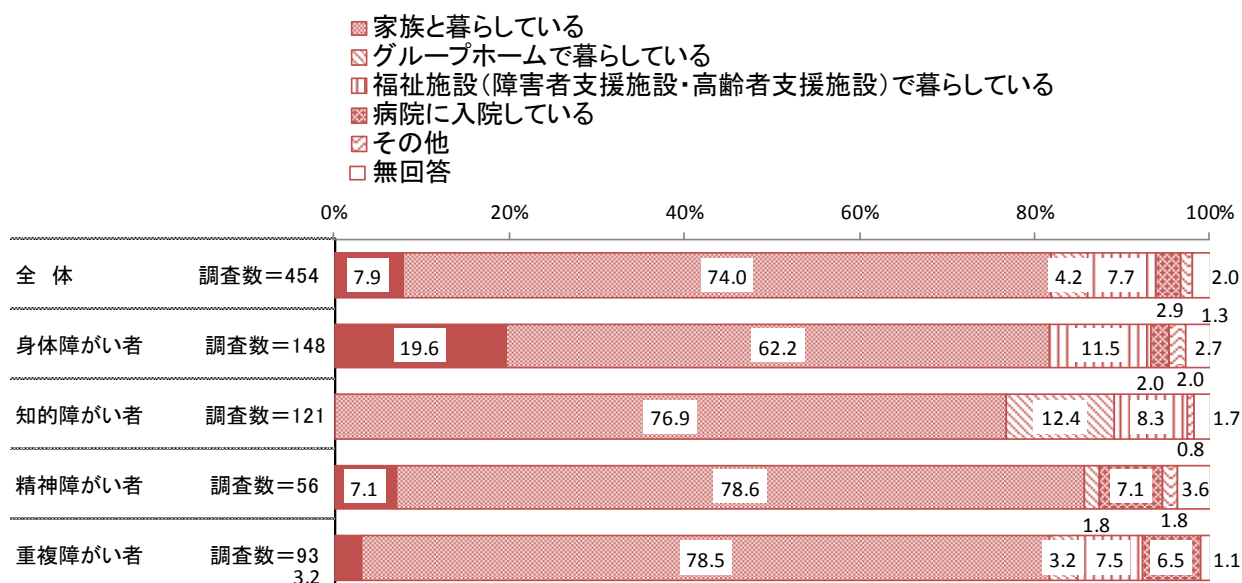
1-2 生活の場のニーズ

→ 障がいの種類、状態にあった生活の場づくり

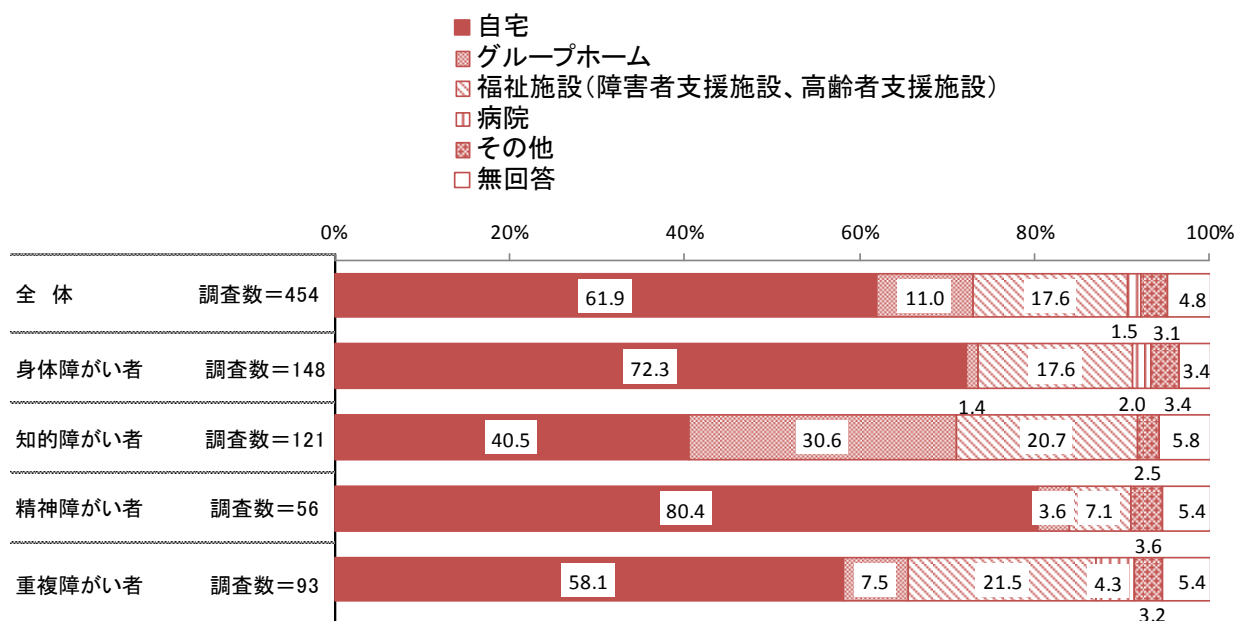
アンケート結果では、障がい者の8割以上の方が自宅で暮らしています。将来住みたい、暮らしたい場所は「自宅」(61.9%)という回答が多いものの、「福祉施設」(17.6%)、「グループホーム」(11.0%)と自宅以外のニーズもうかがわれます。

この結果は、ご自身の将来の障がいの重度化や介護者の高齢化とも関係していると考えられ、障がいの種類、状態にあった生活の場づくりを進めていく必要があります。

問 現在の暮らしについて



問 将来住みたい、暮らしたいと思う生活の場

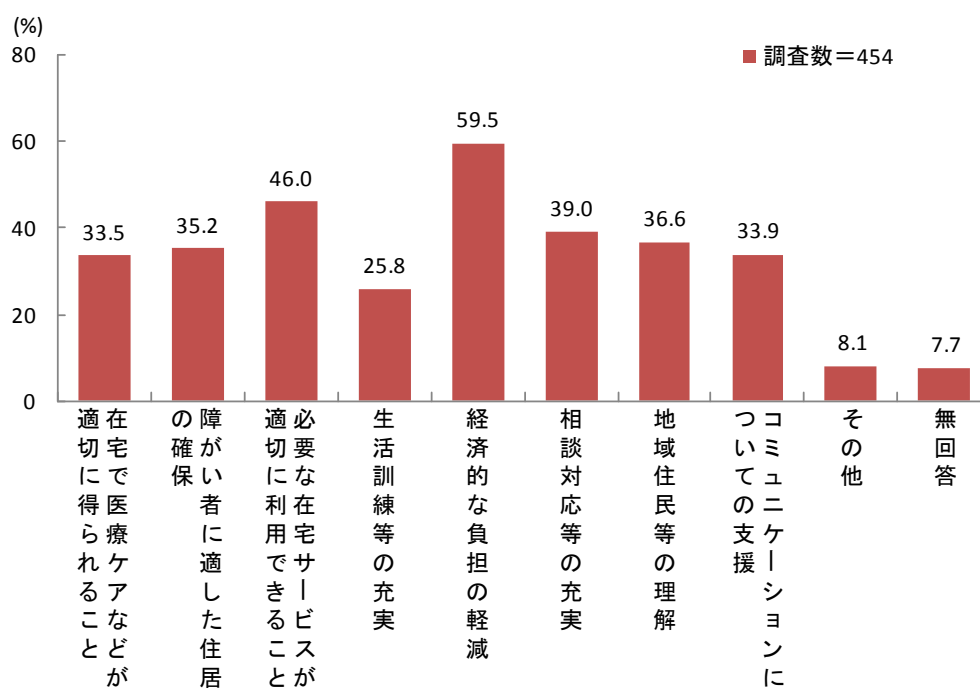


1-3 地域で生活するための支援

→ 経済的負担軽減、在宅サービス・相談対応の充実

過半数の人が経済的な負担を感じているという結果が出ており、生活の苦しさがうかがわれます。次いで、在宅サービスの適切な利用、相談対応についてのニーズが高くなっており、在宅の障がい福祉サービスと相談支援の充実が求められています。

問 地域で生活するために、必要な支援



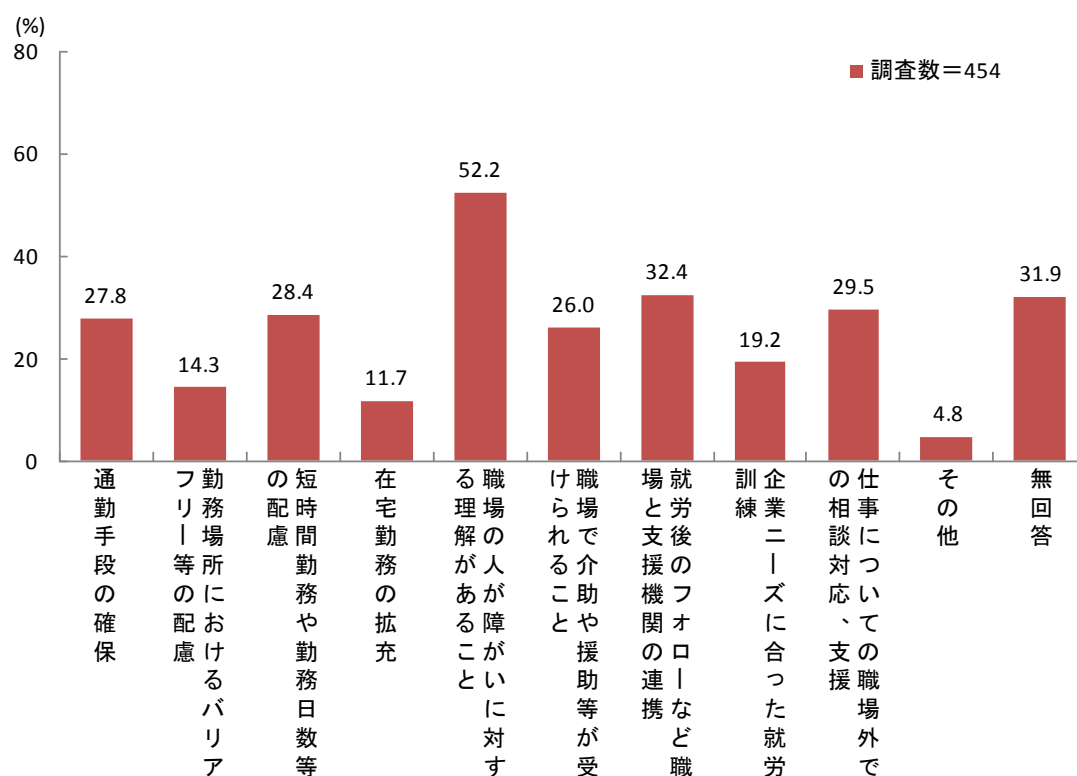
1-4 障がい者の就労支援について必要なこと

→ 職場の人の障がいに対する理解、就労後のフォロー、職場外での相談等

障がい者の就労支援について、アンケート結果では、職場の人が障がいに対する理解があることが最も多く、就労後のフォロー等職場と支援機関の連携、仕事についての職場外での相談対応、支援が続いています。

障がい者が働く前提として、職場の理解は重要であり、今後の啓発は、関係機関と連携を図りながら、市内事業者に対しても実施していく必要があります。また、就労後のフォローの重要性は、今までも指摘されていますが、改めて就労して定着できるような支援が課題となります。また、職場外でも相談にのることができる体制も求められています。

問 障がい者の就労支援として必要だと思うこと



1-5 障害福祉サービス等のニーズ

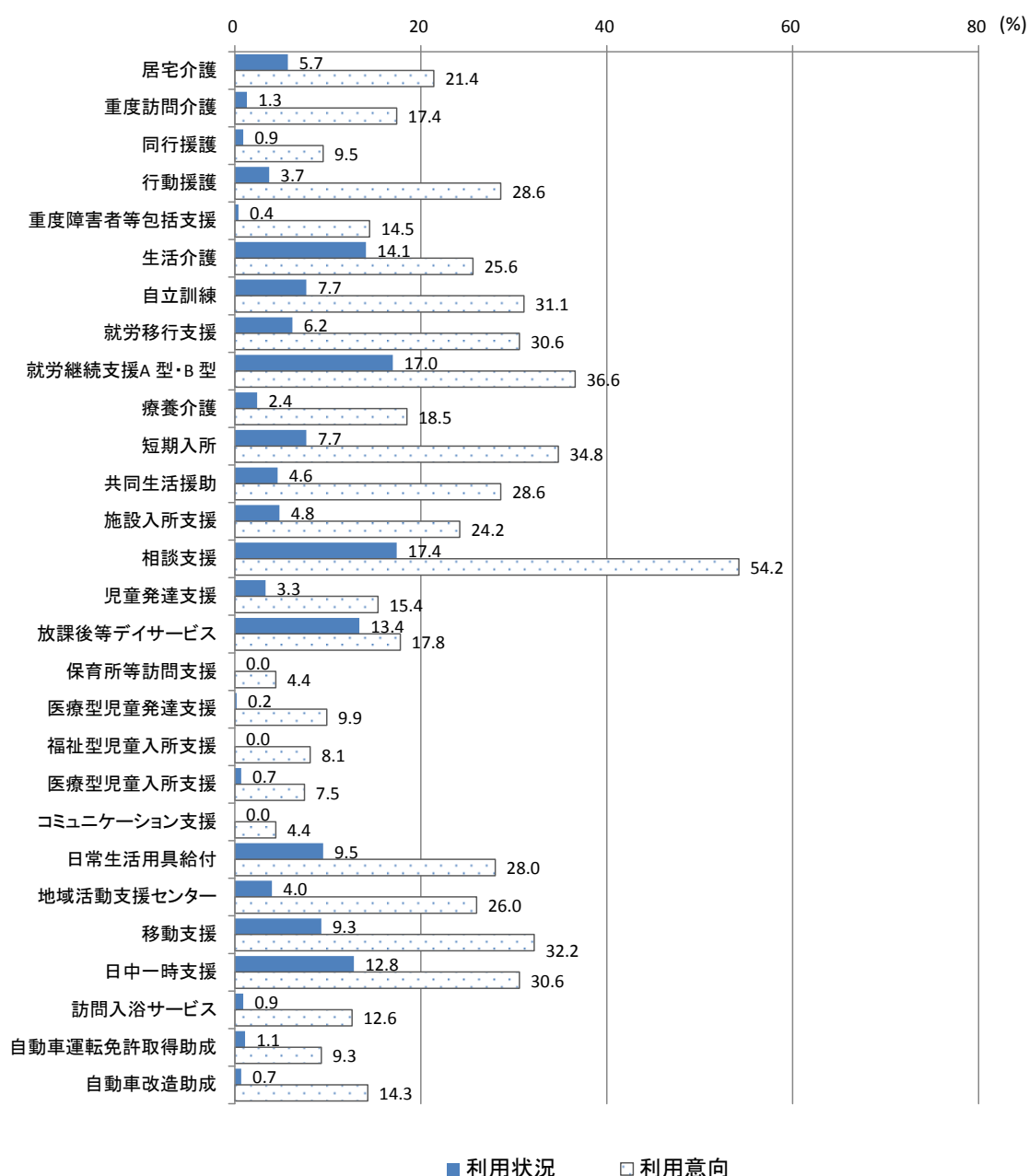
→ 障がいの種類ごとのサービスニーズへの対応

アンケート結果では、現在の利用状況と利用意向をお聞きしています。現状の利用に対して、全般的にニーズは大きくなっており、潜在的なニーズがうかがえます。特に、相談支援に関しては、利用意向が54.2%と高い割合を示しており、今後の相談支援の体制作りが課題となります。

また、障がい種別ごとのサービスニーズに対応できるように、サービスの充実を図る必要があります。

【全 体】

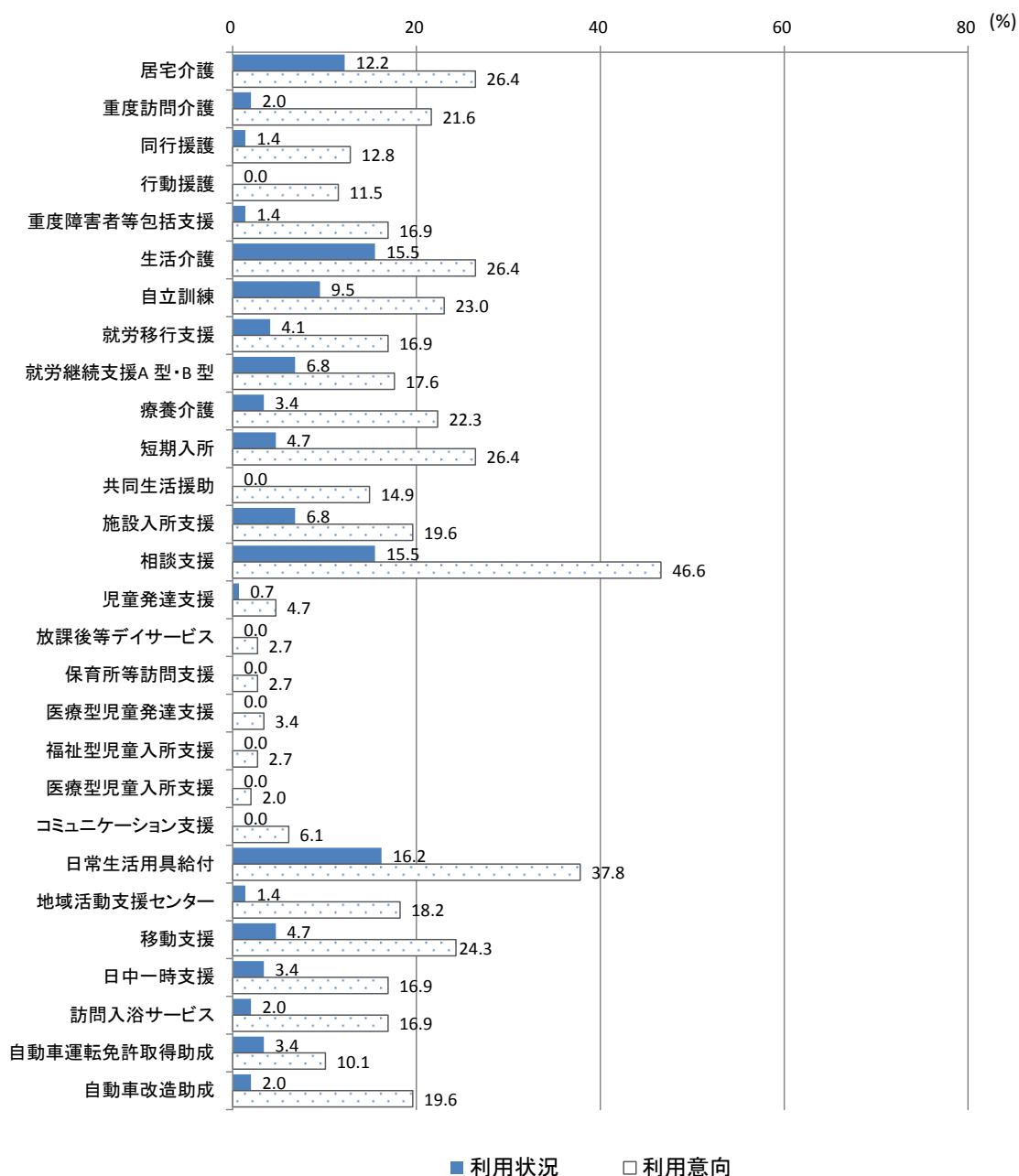
利用状況（利用している割合）と利用意向（利用したい割合）



身体障がい者では、相談支援、日常生活用具給付、居宅介護、生活介護、短期入所等があげられています。

【身体障がい者】

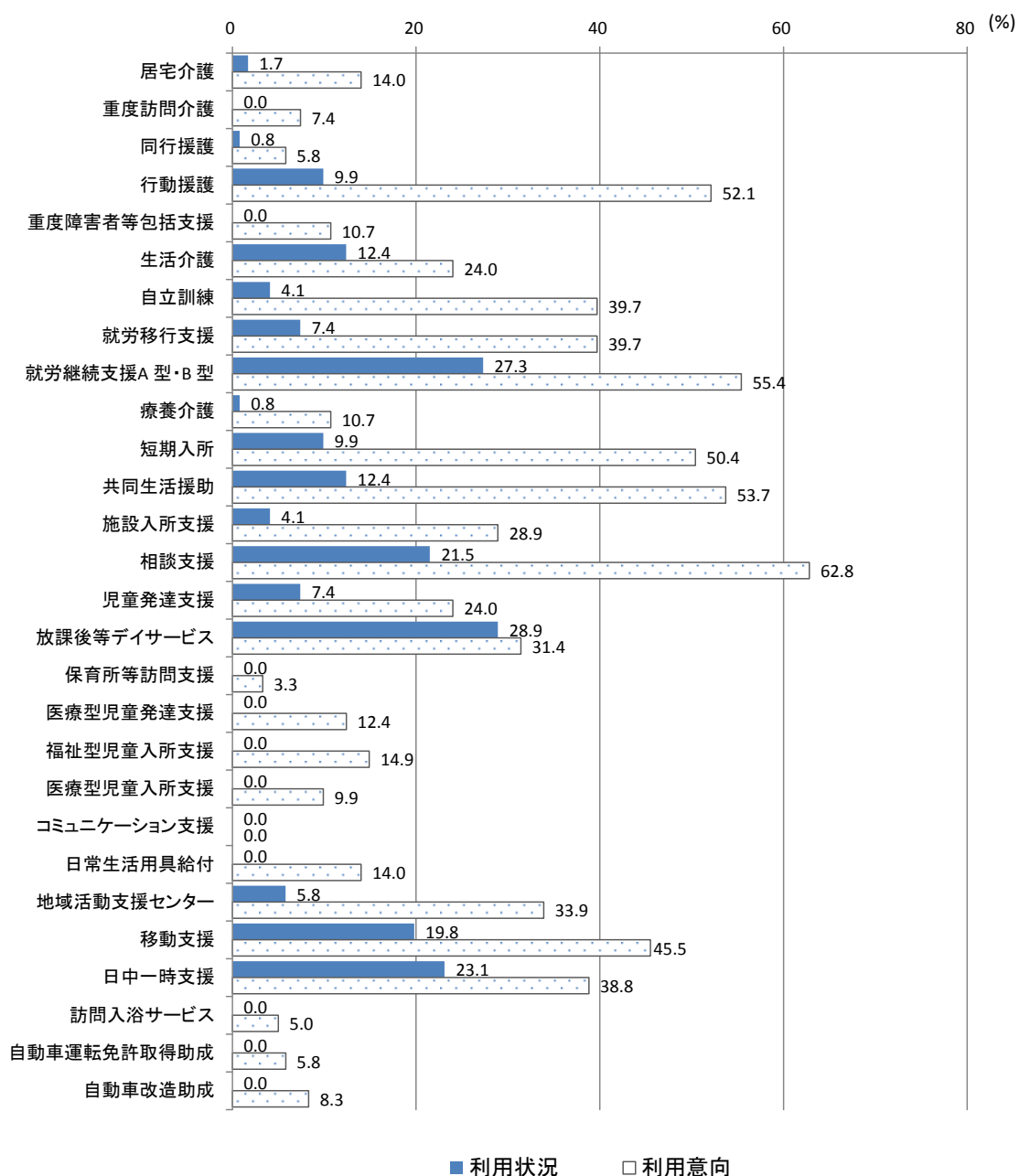
利用状況（利用している割合）と利用意向（利用したい割合）



知的障がい者では、相談支援、就労継続支援、グループホーム、行動援護、短期入所、移動支援等があげられています。

【知的障がい者】

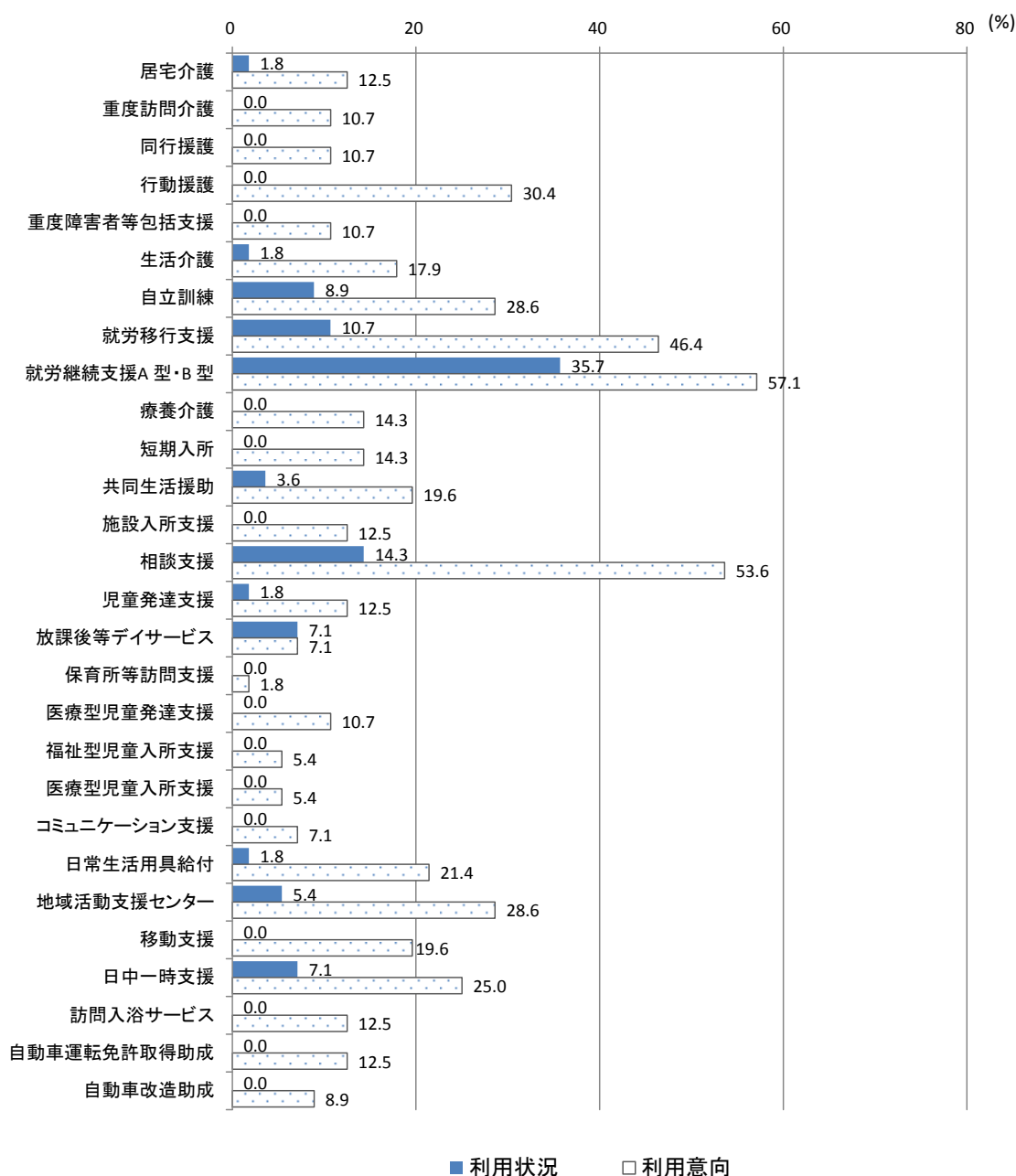
利用状況（利用している割合）と利用意向（利用したい割合）



精神障がい者では、就労継続支援、相談支援、就労移行支援、行動援護等があげられています。

【精神障がい者】

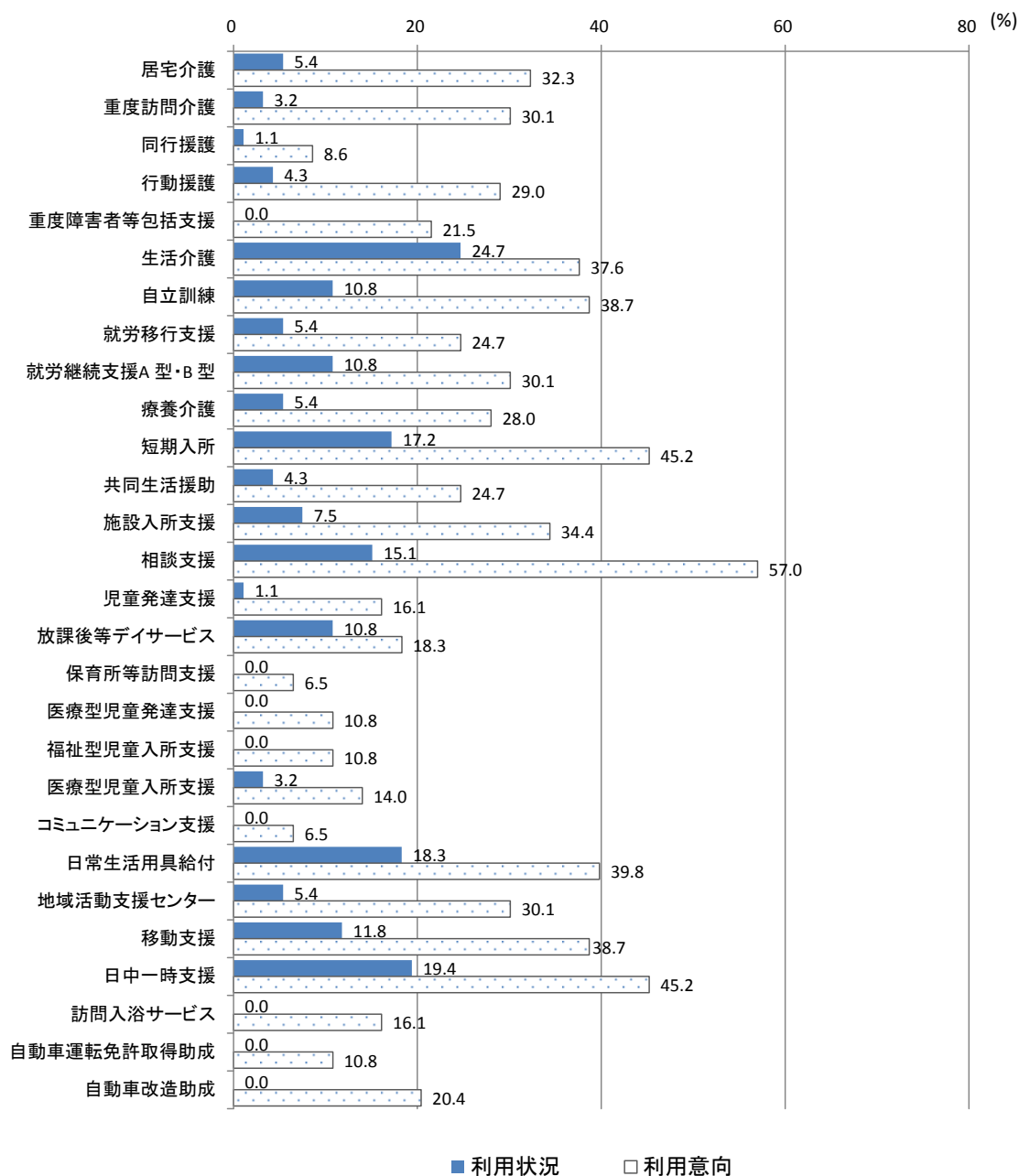
利用状況（利用している割合）と利用意向（利用したい割合）



重複障がい者では、相談支援、短期入所、日中一時支援等があげられています。

【重複障がい者】

利用状況（利用している割合）と利用意向（利用したい割合）



1-6 権利擁護について

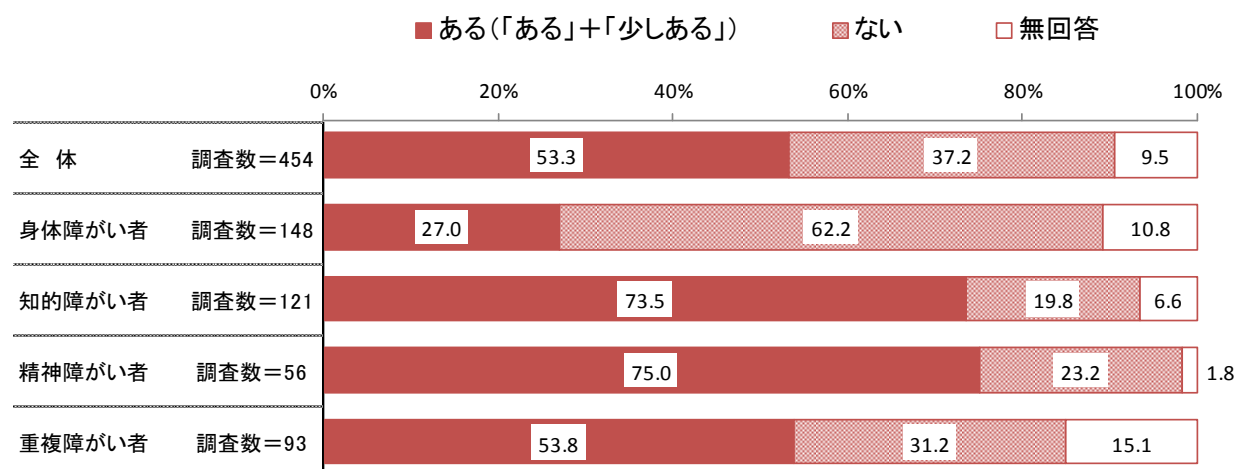
→ 障がいや障がい者の理解推進、障害者差別解消法の周知

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」と「少しある」を合わせた経験者は、全体で約5割、知的障がい者、精神障がい者にいたっては、7割を超えています。このように障がい者の多くは嫌な思いをしていることがわかります。また、差別や嫌な思いをした経験については、外出先や学校、仕事場、住んでいる地域等の意見があがっています。

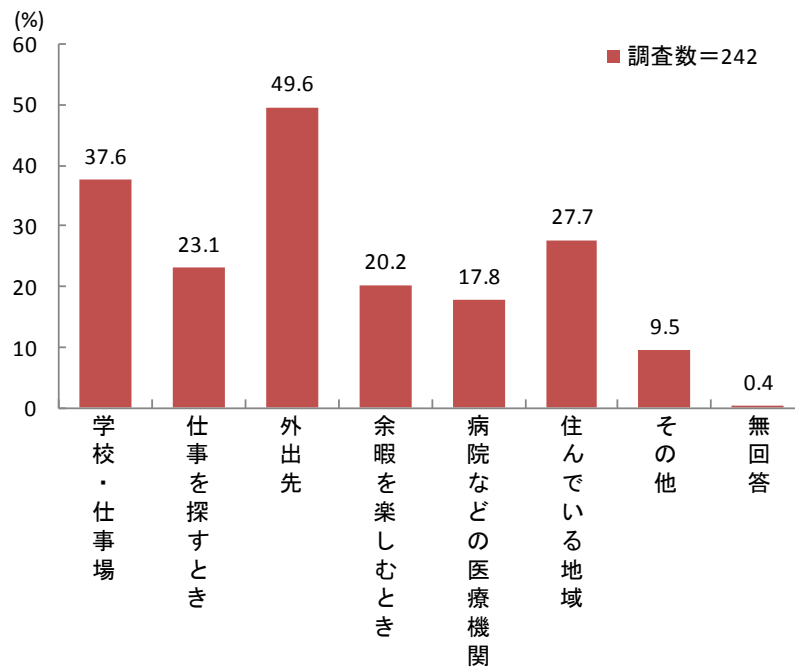
障がい・障がい者に対する理解を深めるためには、啓発が重要であり、行政だけでなく、関係機関や地域、学校などが連携して、取り組んでいくべき課題です。

また、障害者差別解消法の法律は平成 28 年4月1日に施行されます。このアンケートでは、障がい者の法律の認知度はまだ低く、名前も内容も知っている人は1割に満たない状況です。施行までには、広く市民に対して周知し、差別のない環境づくりに取り組んでいく必要があります。

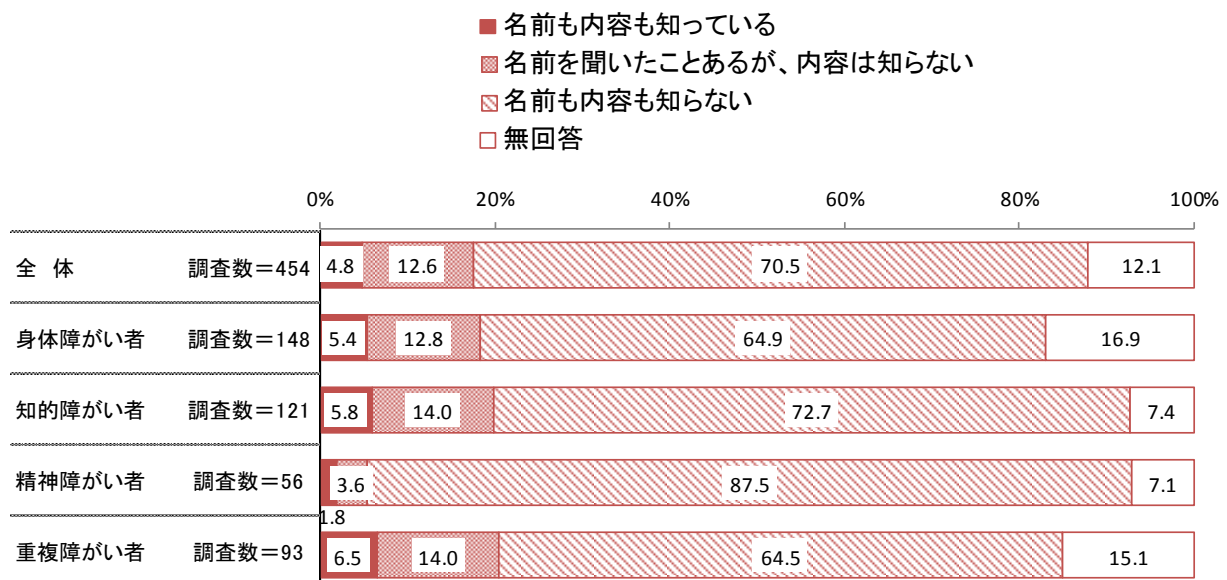
問 障がいがあることで、差別や嫌な思いをした経験



問 差別や嫌な思いをした場所



問 障害者差別解消法の認知度



1-7 災害時の避難等について

→ 避難行動要支援者名簿の作成、福祉避難所の増加等避難体制の整備

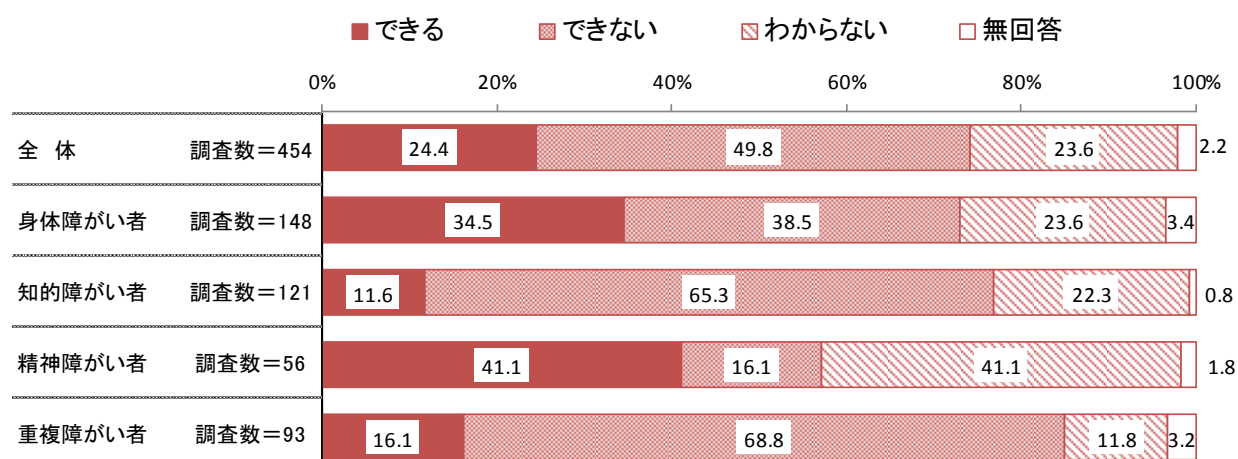
東日本大震災以降、災害時の避難について、法律や制度が変わるなど避難行動要支援者対策が取られてきました。

アンケートの結果では、一人で「避難できない人」が約5割、家族不在時や一人暮らしの場合の近所の支援者は、「いない」という割合も約5割となっています。

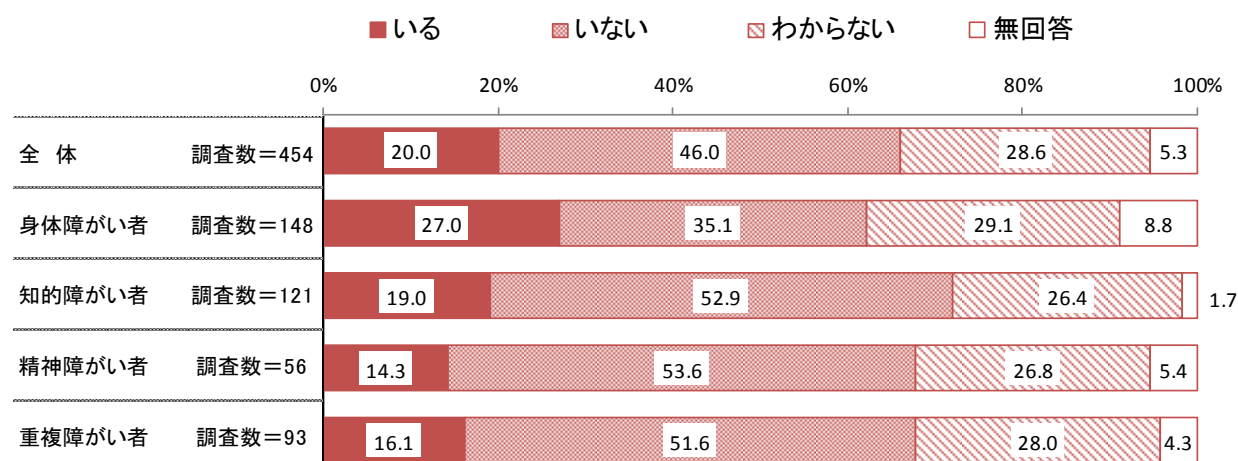
このため、避難行動要支援者名簿の作成を通して地域の理解と協力を得ながら、災害時に障がい者を支援する環境を作っていく必要があります。

また、災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安」という意見が最も多くなっているため、できるかぎりお住まいの地域で避難できるように福祉避難所を増やしていく必要があります。

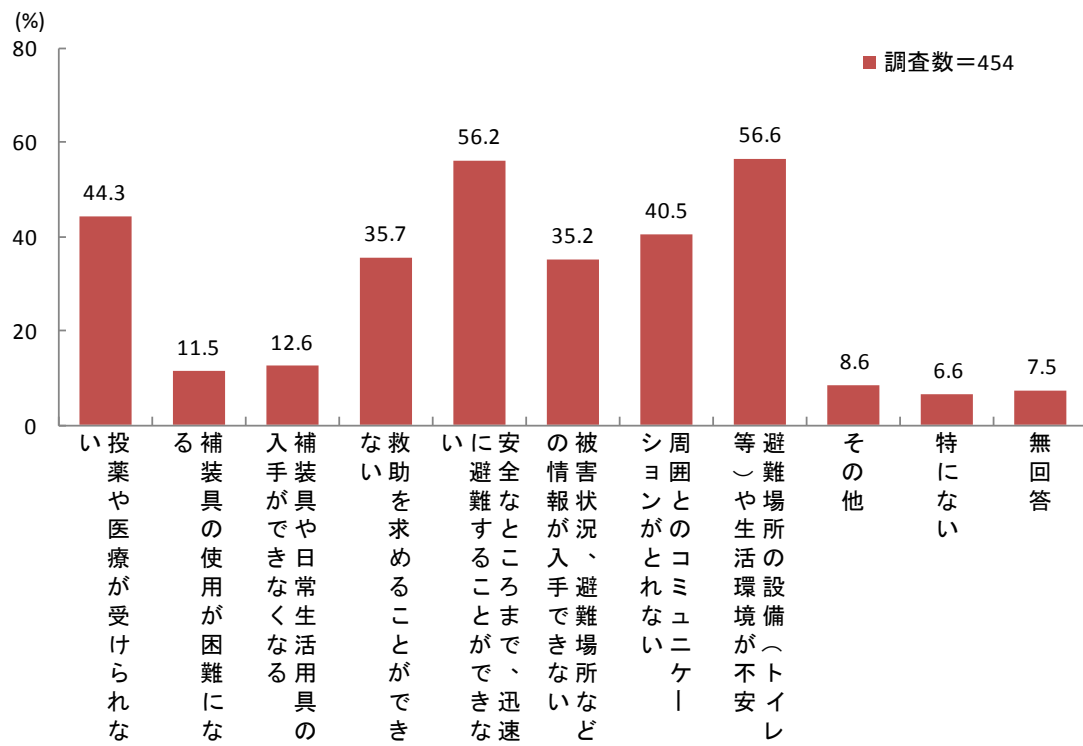
問 災害時に一人で避難すること



問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人の有無



問 災害時に困ること



1-8 自由意見について

今回の調査で障害福祉サービスや行政の取組について意見を聞いたところ、多くの意見が得られました。主な意見を以下に示しました。

行政について

もっと情報を得やすく、手続きを完結明瞭にして欲しいです。

居住地の行政サービスだけでなく通学、通勤地の行政サービスも受けられるようにして頂きたいです。あま市に住んでいて名古屋市に通勤する場合、市バス、地下鉄の交通費の助成が受けられるとうれしいです。

将来について相談・支援協力してほしいです。

経済について

手当が毎年少しずつ減っていくのは困ります。

収入が得られないので手当が頼りなのに、年々金額が減っていくのはどうにかしてほしいです。オムツの給付を受けているが、全く足りないなどの負担が大きく生活が苦しくなります。

医療費の本人負担が増えないよう配慮をお願いします。

仕事について

重度の障がい者の方たちには色々な支援があるのですが、軽度の方たちだから中途半端だから困っている方がみえると思います。真面目な仕事に就けなくて困っています。そのような方の事も考えてみて下さい。

あま市にもう少しA型の就労継続支援を増やしてほしいです。

暮らしについて

障がい者が、親がいなくなった後、安心して暮らせる町になってほしいです。安心して通える仕事(作業所など)、安心できる生活。本人も、そして親はよりそれを望んでいます。

子どもに障がいがある場合、両親の死後(もしくは病気や体を動かせなくなった時)、子どもの兄弟以外の方の支援がどの程度受けられるのか不安です。

サービスについて

サービスを受ける側としてのニーズに合わせた部分を充実してほしいです。

平日以外の相談日があればお願いしたいです。サービスを利用したくても内容すら分かりません。市役所になかなか行けない状態です。

最近、障害福祉サービスの後退が目立つように思うことが度々感じます。障がい者にとって住みやすい社会になるよう行政サービスの充実を進めて下さい。

障害福祉サービスにどんなものがあるかといった基本的な事がなかなか知る機会に恵まれていないように感じます。

医療費が他の市町村では、精神の級によっては無料になっているのに、あま市はまだなっていないので、福祉のサービスが遅れていると思いました。

児童用のデイサービスや受けられるサービスなどが、もっとわかりやすくなると助かります。

施設について
行政主導のケアホームを作ってほしいです。
あま市に入所施設ができる事を強く希望します。現在、あいさんハウス、弥富寮など、入居者が多いため、親が年老いた時にどうすればよいか不安です。是非よろしくお願いします。
親亡き後の入所施設をあま市に作ってほしいです。
気軽に相談できる場を提供して欲しいです。(電話予約とかできない時もある。)
親も高齢となり、万が一の時(入院や死亡時)どうしたものか大変心配です。一時預かり所や親亡き後の施設の確立を切にお願いします。
グループホームを是非作って頂きたいです。子どもが安心して親亡き後も過ごしていける家が欲しいです。障害年金の範囲で生活できるグループホームを是非作ってください。

道路・交通について
公共の巡回バスが走っていないため、たいへん住みにくい町です。障がい者ばかりでなく老人もそうです。高齢者、障がい者にタクシーの割引券の配布等をお願い致します。
福祉の券(タクシーとかバスの券)を配布してほしいです。
道路も歩行者として外出するときは危なくてこわいです。

2 ヒアリング調査結果のまとめ

2-1 団体の課題及び事業を展開する上での課題

●あま市身体障害者福祉協会

- ・会員の高齢化
- ・会員の減少
- ・入会率が低い

●美和心身障害児者父母の会

- ・加入保護者の高齢化により、活動が不活発になってきている
- ・若い保護者さんが加入されない
- ・受け皿が増えた事により、保護者の“～しなければ”意識が希薄になってきている。

●希望の会

- ・地元グループホームを建てたいと思うが、地域の理解も含め子どもたちを安心してみて頂ける指導者及び世話人をみつける事などが課題

●七宝障害児（者）を持つ親の会通称 つくしの会

- ・会員数の減少（死亡、脱退等）と新規の会員（若い世代）が集まらない
- ・会員の高齢化

●はとぼっぽ（幼稚部）ちびはと

- ・年齢の差が出てきて課題がかわってきた
- ・行政との関わりはあるが ちびはとの存在が広まっていかない所がある
- ・福祉サービスを知らない人が多い
- ・手帳を持っていない子の進路の難しさ。

●ドルフィンクラブ

- ・情報の提供不足
- ・プライバシーの保護
- ・新入会員が入ってこない

2-2 あま市の障がい福祉施策・事業(サービス)についての課題・提案

●あま市身体障害者福祉協会

- ・福祉サービスを受けるためには障害支援区分認定を受ける必要があることや福祉サービスの種類の周知徹底
- ・手帳交付時における行政窓口での身体障害者福祉協会等への入会案内

●美和心身障害児者父母の会

- ・合併してから、融通がきかなくなり前向きに検討するという言葉は少なくなり、まず“できないダメ”が多くなったように感じる

●希望の会

- ・福祉サービスの拡充ができるよう、地域の情報を提供

●七宝障害児(者)を持つ親の会通称 つくしの会

- ・愛西市は日中一時支援、グループホーム等、一歩進んでいると思う。あま市も5年目をむかえたのでそろそろ取組み計画がほしい

●はとぼっぽ(幼稚部)ちびはと

- ・ペアレントトレーニングをしてほしい
- ・子育ての難しさがあるため心理士を(知識の豊富な人)あま市に常駐してほしい

●ドルフィンクラブ

- ・災害支援について具体的に検討して頂きたい

2-3 障害福祉サービスや地域生活支援事業でニーズはあるものの、不足しているサービス

●あま市身体障害者福祉協会

- ・障がい者の移動支援
- ・ショートステイ施設

●美和心身障害児者父母の会

- ・親亡き後の受け皿も含めて一緒に考えて頂きたい
- ・グループホーム等の介助型共同生活の場所

●希望の会

- ・あま市には、ショートステイのための施設がないので、市内にぜひ作って欲しい
- ・日中支援（児童、中高生、大人）GH、相談支援事業、生活介護

●七宝障害児（者）を持つ親の会通称 つくしの会

- ・グループホーム
- ・美和ではB型事業所での送迎サービスが4月から始まったと聞きましたが、各地区でもやってほしい

●はとぼっぼ（幼稚部）ちびはと

- ・地域の放課後デイサービスやヘルパーが少ない

●ドルフィンクラブ

- ・青年期の余暇活動サービス、休日の支援、移動支援
- ・グレーゾーンの子どもたち、母親への相談支援
- ・就労・就学時の情報提供
- ・特別支援学級の情報提供 専門の先生の配置・支援 学卒後の余暇支援
- ・成長に対応した中学・高校進学、就労までを1つの流れとして一括で相談できる窓口、サポート部分の充実。
- ・グレーゾーンの子の特性を理解した上での勉強面をサポートする場
- ・不登校、引きこもりに対応した、出掛けて行ける場

●蓮の実会

- ・障害福祉サービスを総合的に相談してくれる部所

2-4 あま市の障がいのある方の就労促進についての課題・提案

●あま市身体障害者福祉協会

- ・雇用主に対する法定雇用率の遵守の徹底と啓発
- ・就業継続支援施設の交流により作業生のB型からA型の移行を図る

●美和心身障害児者父母の会

- ・就労支援B型などを利用されている方を一般企業へ派遣し体験就労をさせる

●希望の会

- ・企業との連携

●七宝障害児（者）を持つ親の会通称 つくしの会

- ・B型で働いている人で一般就労ではきつい人が会員の中にもいるのですが、子は親離れをしたもののだけれど金銭面でとても生活は無理だと親は真剣に悩んでいる

●はとぼっぽ（幼稚部）ちびはと

- ・就労の面でも手帳のない子の先がみえない不安が大きい
- ・手帳がある人も今の時点でくすの木等定員がいっぱいであること
- ・就労の後親なきあと子どもたちはどうなるのか

●ドルフィンクラブ

- ・一般就労については、ジョブコーチ等の充実、受け入れ側の環境的な工夫など障がい者にとって必要な働きやすい場を作ること
- ・一定時間落ち着いて作業ができる力をつけること。そのためには小さい頃からの療育（個別）が必要

●蓮の実会

- ・あま市に通所支援施設（例 いこいの場）特に精神障がい者に対する行政からの補助

2-5 障がい福祉の向上のために行政や地域に望むこと

●あま市身体障害者福祉協会

- ・市の施設がバリアフリーになっているかの点検をし、順位づけをして改善を図っていく

●美和心身障害児者父母の会

- ・一番大切なのは障がいを持っている方のライフステージをホールで考えること、支えることを考えるなら親亡き後の受け皿も含めて一緒に考えて頂きたい
- ・グループホーム等の介助型共同生活の場所がより多く必要

●希望の会

- ・地域理解（福祉実践教室の活用）
- ・災害時の支援体制、防災ネットとの一緒に勉強会に行政も参加してほしい
- ・障がい者のことを理解し、情熱を持った人を育成して親と一緒に活動して欲しい
- ・世代を分けずお互いが必要なことが助け合えるようなまちづくりの実現

●七宝障害児（者）を持つ親の会通称 つくしの会

- ・社会的弱者に対しての正しい知識を伝える事が大切
- ・災害時（地震）の避難、避難所での心配が大きい

●はとぼっぽ（幼稚部）ちびはと

- ・教育と福祉の連携が必要
- ・困った子ではなく困っている子なので適切な支援をしてほしい

●ドルフィンクラブ

- ・個別の特性やニーズを知る機会を増やしてほしい
- ・行政側からのアプローチも必要

●蓮の実会

- ・障がい者のための公共交通機関をもっと充実させてほしい

第4章 第3期障がい福祉計画の進捗状況

1 障害福祉サービスの現状と課題

1-1 訪問系サービス

平成 26 年 10 月現在、市内では、居宅介護 9 事業所、重度訪問介護 9 事業所、同行援護 4 事業所がサービスを提供しています。また、市内には行動援護、重度障害者等包括支援の事業所はありません。

平成 24 年度と平成 25 年度の訪問系サービス全体の利用人数、時間はともに計画見込み量を下回っているものの、障がい者が増加傾向にあることや、近年の障がいの多様化・複雑化で、それぞれの障がいにあったサービスを提供する事業所が不足していることが課題となっています。そのため、障がい者の居宅での生活を支援する、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の支援を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人を対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がいのある人を対象として、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人を対象として、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人を対象として、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うものです。

■訪問系サービスの利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画見込量	人	75	84	94
		時間	1,349	1,478	1,608
	利用実績	人	54	57	69
		時間	1,134	957	1,039
	進捗率	%	72.0	67.9	73.4
		%	84.1	64.7	64.6

※平成 26 年度は見込み数

1-2 日中活動系サービス

平成 26 年 10 月現在、市内では、生活介護は 4 事業所、短期入所は 1 事業所でサービスを提供しています。

就労支援に向けては、就労継続支援は A 型が 2 事業所、B 型が 5 事業所あります。

平成 24 年度と平成 25 年度の日中活動系サービスの利用状況をみると、生活介護及び就労移行支援、就労継続支援 A 型で計画見込量に対し、利用実績が上回っており、ニーズが高いことがうかがえます。そのため、生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をはじめ、障がい者の日中の活動の場や就労を支援する体制づくりの強化を図る必要があります。

■サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人を対象として、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の人を対象として、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援(A 型・B 型)	一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。

■日中活動系サービスの利用量推移（１月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	計画見込量	人	124	145	165
		人日分	1,319	1,463	1,606
	利用実績	人	115	121	141
		人日分	2,119	2,261	2,621
	進捗率	%	92.7%	83.4%	85.5
		%	160.7	154.5	163.2
自立訓練 （機能訓練）	計画見込量	人	2	2	2
		人日分	31	32	33
	利用実績	人	1	2	1
		人日分	22	30	6
	進捗率	%	50.0	100.0	50.0
		%	71.0	93.8	18.2
自立訓練 （生活訓練）	計画見込量	人	—	—	—
		人日分	—	—	—
	利用実績	人	1	1	2
		人日分	10	9	38
	進捗率	%	—	—	—
		%	—	—	—
就労移行支援	計画見込量	人	11	15	20
		人日分	148	199	250
	利用実績	人	10	15	21
		人日分	178	297	335
	進捗率	%	90.9	100.0	105.0
		%	120.3	149.2	134.0

※平成 26 年度は見込み数

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援 (A 型)	計画見込量	人	28	28	29
		人日分	457	468	479
	利用実績	人	28	47	59
		人日分	554	932	1,099
	進捗率	%	100.0	167.9	203.4
		%	121.2	199.1	229.4
就労継続支援 (B 型)	計画見込量	人	110	119	126
		人日分	1,765	1,911	2,016
	利用実績	人	84	88	106
		人日分	1,584	1,643	1,914
	進捗率	%	76.4	73.9	84.1
		%	89.7	86.0	94.9
療養介護	計画見込量	人分	7	7	7
	利用実績	人分	6	6	6
	進捗率	%	85.7	85.7	85.7
短期入所	計画見込量	人	31	34	37
		人日分	161	178	195
	利用実績	人	28	27	29
		人日分	158	151	162
	進捗率	%	90.3	79.4	78.4
		%	98.1	84.8	83.1

※平成 26 年度は見込み数

1-3 居住系サービス

平成 26 年 10 月現在、市内では、グループホームは 7 事業所で提供しています。

平成 24 年度と平成 25 年度の居住系サービスの利用状況をみると、施設入所支援で計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

グループホームの利用者数は計画をやや下回った数で推移しているものの、地域での自立を支援する点からも、地域生活の場としてのニーズが高く、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、サービス提供基盤のさらなる確保が必要です。

■サービスの概要

サービス名	内 容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

■居住系サービスの利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助 （共同生活介護）	計画見込量	人	29	36	41
	利用実績	人	27	29	32
	進捗率	%	93.1	80.6	78.0
施設入所支援	計画見込量	人	50	48	46
	利用実績	人	51	53	57
	進捗率	%	102.0	110.4	123.9

※平成 26 年度は見込み数

1-4 相談支援

平成 26 年 10 月現在、市内では、あま市社会福祉協議会、えんでこ相談支援の 2 か所で実施しています。

平成 24 年度と平成 25 年度の相談支援の利用状況をみると、相談支援の利用者数は少なく、実績値が計画見込量を下回っています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うものです。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うものです。

■相談支援の利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	計画見込量	人	16	16	16
	利用実績	人	1	7	25
	進捗率	%	6.3	43.8	156.3
地域移行支援	計画見込量	人	4	4	4
	利用実績	人	0	0	0
	進捗率	%	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	計画見込量	人	3	4	4
	利用実績	人	0	0	0
	進捗率	%	0.0	0.0	0.0

※平成 26 年度は見込み数

1-5 障害児支援サービス

障がいのある児童を対象とした施設・事業については、これまで知的障害児通園施設等の施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき、サービスの提供が行われてきましたが、両法律の改正法施行（平成24年4月1日）に伴い、「児童福祉法」に根拠法が一本化されることとなり、下記のサービスが定められました。

平成24年度と平成25年度の障害児支援サービスの利用状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者は増加傾向にあります。今後も利用者の状況やニーズを把握し、適切な支援を提供していくことが求められています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、または今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行うものです。
医療型児童発達支援	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行うものです。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行うものです。

■障害児支援サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	利用実績	人	7	7	12
		人日分	24	29	66
放課後等デイサービス	利用実績	人	67	75	110
		人日分	493	633	967

※平成26年度は見込み数

2 地域生活支援事業の現状と課題

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

2-1 必須事業

障害者相談支援事業は、計画見込量に対し、利用実績が上回っています。また、障害者総合支援協議会、成年後見制度利用支援事業については、計画見込通り実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援するものです。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をするものです。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行うものです。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図るものです。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図るものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

(1) 相談支援事業

■相談支援事業の利用量推移（年間）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業	計画見込量	か所	1	1	1
	利用実績	か所	2	2	2
	進捗率	%	200.0	200.0	200.0
障害者総合支援協議会	計画見込量	実施	実施	実施	実施
	利用実績	実施	実施	実施	実施
	進捗率		○	○	○
市町村相談支援機能強化事業	計画見込量	実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績	実施	未実施	未実施	未実施
	進捗率		—	—	—
住宅入居等支援事業	計画見込量	実施	未実施	未実施	未実施
	利用実績	実施	未実施	未実施	未実施
	進捗率		—	—	—
成年後見制度利用支援事業	計画見込量	実施	実施	実施	実施
	利用実績	実施	実施	実施	実施
	進捗率		○	○	○

※平成 26 年度は見込み数

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業は、平成 25 年度の計画見込量に対し、利用実績が大幅に上回っています。

コミュニケーション支援事業の利用量推移（1 月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
コミュニケーション支援事業	計画見込量	人	4.1	4.6	4.8
	利用実績	人	4	9	12
	進捗率	%	97.6	195.7	250.0

※平成 26 年度は見込み数

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、自立支援生活用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などで計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

日常生活用具給付事業の利用量推移（年間）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支援用具	計画見込量	件	14	16	18
	利用実績	件	9	2	2
	進捗率	%	64.3	12.5	11.1
自立生活支援用具	計画見込量	件	6	7	7
	利用実績	件	10	15	20
	進捗率	%	166.7	214.3	285.7
在宅療養等支援用具	計画見込量	件	15	16	17
	利用実績	件	16	20	18
	進捗率	%	106.7	125.0	105.9
情報・意思疎通支援用具	計画見込量	件	13	14	15
	利用実績	件	5	8	8
	進捗率	%	38.5	57.1	53.3
排泄管理支援用具	計画見込量	件	1,477	1,578	1,679
	利用実績	件	1,605	1,692	1,777
	進捗率	%	108.7	107.2	105.8
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	計画見込量	件	10	11	12
	利用実績	件	1	5	2
	進捗率	%	10.0	45.5	16.7

※平成 26 年度は見込み数

※①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

※②自立生活支援用具：入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

※③在宅療養等支援用具：透析液加湿器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計など

※④情報・意思疎通支援用具：携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書など

※⑤排泄管理支援用具：ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など

※⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(4) 移動支援事業

移動支援事業は、利用者数、延時間ともに計画見込量を下回っています。

移動支援事業の利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	計画見込量	利用者数	50	53	56
		延時間	590	693	794
	利用実績	利用者数	48	41	43
		延時間	553	357	423
	進捗率	%	96.0	77.4	76.8
		%	93.7	51.5	53.3

※平成 26 年度は見込み数

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

地域活動支援センター事業の利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター事業	計画見込量	利用者数	35	36	36
		延日数	431	433	436
	利用実績	利用者数	35	41	49
		延日数	449	482	539
	進捗率	%	100.0	113.9	136.1
		%	104.2	111.3	123.6

※平成 26 年度は見込み数

2-2 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車改造助成事業、自動車運転免許証取得助成事業を実施しています。

■サービスの概要

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な身体障がいのある人の自宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
日中一時支援事業	日中、障害者支援施設等において、障がいのある人への活動の場を提供するとともに見守りを行い、社会参加するための日常的な訓練を行うものです。
自動車改造助成事業	身体に障がいのある人が、自ら所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労・通院・通学等地域での自立生活及び社会参加を促進するものです。
自動車運転免許証取得助成事業	身体に障がいのある人が、就労・通院・通学等社会活動への参加を目的として普通自動車免許を新規取得する場合に、取得するために要する費用の一部を助成するものです。

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、利用者数、延日数ともに計画見込量を下回っています。

訪問入浴サービス事業の利用量推移（1月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	計画見込量	利用者数	4	4	5
		延日数	18	24	29
	利用実績	利用者数	2	2	4
		延日数	8	9	12
	進捗率	%	50.0	50.0	80.0
		%	44.4	37.5	41.4

※平成 26 年度は見込み数

（２）日中一時支援事業

日中一時支援事業は、利用者数、延日数ともに計画見込量を下回っています。

日中一時支援事業の利用量推移（１月あたり）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	計画見込量	利用者数	81	83	85
		延日数	644	671	697
	利用実績	利用者数	70	69	79
		延日数	453	431	525
	進捗率	%	86.4	83.1	92.9
		%	70.3	64.2	75.3

※平成 26 年度は見込み数

（３）自動車改造助成事業

自動車改造助成事業は、平成 24 年度の計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

自動車改造助成事業の利用量推移（年間）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車改造助成事業	計画見込量	件	6	7	7
	利用実績	件	7	6	6
	進捗率	%	116.7	85.7	85.7

※平成 26 年度は見込み数

（４）自動車運転免許証取得助成事業

自動車運転免許証取得助成事業は、計画見込量を下回っています。

自動車運転免許証取得助成事業の利用量推移（年間）

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自動車運転免許証取得助成事業	計画見込量	人	2	2	3
	利用実績	人	2	1	0
	進捗率	%	100.0	50.0	0.0

※平成 26 年度は見込み数

第5章 サービスの確保に関する基本的事項

1 基本理念

本市では、これまでも障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として暮らせる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことのできるまちをめざし、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進してきました。

今後も、あま市障がい者計画の基本理念である「ともにあゆむ自立支援社会をめざして」の理念を共有し、すべての障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、社会参加できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの基盤整備や提供体制の確保に努めていきます。

【計画の基本理念】

ともにあゆむ自立支援社会をめざして



2 第4期計画の基本的な考え方

本計画は、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、必要な時点による修正に柔軟に対応するものとします。

2-1 障がい福祉計画における国の基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の方及び障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援などを通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。さらに難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の確保に努めます。

3 障害福祉サービスの基盤整備の考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、6つの基本的方針を踏まえ、数値目標を設定し、その達成に向けて計画的に推進していきます。

1 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの充実を図ります。

2 日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、希望する日中活動系サービスの充実を図ります。

3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

5 相談支援体制の整備・充実

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障がい福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス等の適切な利用ができるよう相談体制の整備・充実を図ります。

6 障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の数値目標

1 障害者総合支援法に基づくサービス体系

本計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の各サービスの実施目標を設定します。障害者総合支援法に基づくサービス体系は下表のとおりです。

給付の 種類	サービス区分		サービスの種類	対象者※		
				身体	知的	精神
自立支援 給付	障害福祉 サービス	介護給付	居宅介護	●	●	●
			重度訪問介護	●	●	●
			同行援護	●		
			行動援護		●	●
			重度障害者等包括支援	●	●	●
			療養介護	●		
			生活介護	●	●	●
			短期入所	●	●	●
			施設入所支援	●	●	●
		訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	●		
			自立訓練（生活訓練）		●	●
			就労移行支援	●	●	●
			就労継続支援（A型・B型）	●	●	●
			共同生活援助（グループホーム）	●	●	●
相談支援	基本相談支援	●	●	●		
	地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	●	●	●		
	計画相談支援	●	●	●		
自立支援医療費		自立支援医療	●	●	●	
補装具費		補装具の給付	●			
地域生活 支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	●	●	●	
		自発的活動支援事業	●	●	●	
		相談支援	●	●	●	
		障害者相談支援事業	●	●	●	
		市町村相談支援機能強化事業	●	●	●	
		住宅入居等支援事業	●	●	●	
		成年後見制度利用支援事業		●	●	
		成年後見制度法人後見支援事業		●	●	
		意思疎通支援事業	●			
		手話通訳者派遣事業	●			
		要約筆記者派遣事業	●			
		手話通訳者設置事業	●			
		日常生活用具の給付	●	●	●	
		手話奉仕員養成研修事業	●			
		移動支援	●	●	●	
		地域活動支援センター	●	●	●	
		任意事業	訪問入浴サービス	●		
			日中一時支援事業	●	●	●
			社会参加促進事業	●	●	●
			自動車運転免許取得・改造助成事業	●	●	●

※「身体」＝身体障がい者、「知的」＝知的障がい者、「精神」＝精神障がい者

2 平成 29 年度の数値目標

第4期の障がい福祉計画では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成 29 年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

2-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 29 年度末における地域生活移行者数の目標値を設定することとなっています。目標値の設定にあたっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としています。本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末時点の施設入所者数	54 人	
【目 標 値】 平成 29 年度末における地域生活移行者数	7 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行
【目 標 値】 平成 29 年度末の施設入所者数	51 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減

2-2 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。本市では、圏域での調整を踏まえて、目標を設定します。

項 目	数 値	備 考
【目 標 値】 地域生活支援拠点等	1 箇所	平成 29 年度末までに圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

2-3 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとなっています。目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定することとします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成 24 年度末の一般就労移行者数	0 人	平成 24 年度の 1 年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目 標 値】 平成 29 年度の一般就労移行者数	2 人	平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数	19 人	
【目 標 値（利用者）】 平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数	31 人	平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加
【目 標 値（事業所）】 平成 29 年度の事業所ごとの就労移行率	—	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

3 自立支援給付の見込み量

訪問系サービス、日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

3-1 訪問系サービス

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	80	90	100
	時間	1,205	1,355	1,506

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査からは、地域における障がい者・児などの在宅生活を支える訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）は、利用意向の高いサービスであることがうかがえます。また、今後も地域移行が進む中で、介助者の高齢化が進んでいることを考えると、利用は増加していくものと考えられます。そのため、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるようサービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。
- 今まで利用されていた人の利用だけでなく、入院・入所者の地域移行等による新たな利用者も見込まれるため、利用意向を踏まえたうえで、適切なサービスが利用できる提供体制の確保に努めます。
- 今後、増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

3-2 日中活動系サービス

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人	148	162	169
	人日	2,751	3,011	3,141
自立訓練(機能訓練)	人	2	3	3
	人日	30	45	45
自立訓練(生活訓練)	人	3	3	3
	人日	57	57	57
就労移行支援	人	23	27	31
	人日	451	529	608
就労継続支援(A型)	人	70	80	90
	人日	1,304	1,490	1,676
就労継続支援(B型)	人	115	130	145
	人日	2,077	2,347	2,618
療養介護	人	7	7	7
短期入所(福祉型)	人	27	29	31
	人日	151	161	176
短期入所(医療型)	人	4	4	5
	人日	23	24	26

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査からは、現在働いていない人の約5割は就労意向があり、中でも知的障がい者や精神障がい者の就労意欲は高くなっています。そのため、障がいのある人が社会的・経済的に自立することができるよう、就労機会の拡大に向けた取り組みを強化していきます。
- 介護が必要とする人を対象とした生活介護事業を推進します。
- 就労継続支援事業の提供体制の整備に努めます。
- 障がいのある人の企業等への就労機会の拡大のため、就労移行支援の提供体制の確保に努めます。
- 地域生活への移行を図るため、軽度の施設入所者に対して、日中活動系サービスの利用を促します。

- 就労移行支援の利用者が、一般就労へつながるよう公共職業安定所等と連携し、支援します。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、市内のみならず近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

3-3 居住系サービス

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	人	47	52	59
施設入所支援	人	53	52	51

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査からは、将来生活したい場所として「福祉施設」や「グループホーム」などを希望している人が約3割程度みられます。そのため、今後は「親亡き後」も見据えた障がい者・児の地域生活を推進するため、適切な居住支援を図ります。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、市内及び近隣市町のサービス提供事業者のサービス提供を促進します。

<共同生活援助（グループホーム）>

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制づくりを図ります。
- グループホームの整備を促進するため、事業者に対する補助制度の活用周知を行うとともに、地域住民の障がいのある人への理解を促します。

<施設入所支援>

- 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需要が見込まれることから、今後も引き続きグループホームの整備促進を図っていきます。

3-4 相談支援

■ 数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人	40	50	60
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 地域生活へ速やかに移行できるよう、民間における指定相談支援事業者の活用を図ります。
- 相談支援員の資質向上や増員に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのある人がそれぞれのライフステージを通して総合的かつ計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。

3-5 障害児支援（児童福祉法に基づくサービス）

■ 数値目標

（単位：1月あたり）

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人	15	19	23
	人日	83	103	129
放課後等デイサービス	人	120	131	143
	人日	1,055	1,151	1,255
保育所等訪問支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
医療型児童発達支援	人	6	7	8
	人日	95	106	122
障害児相談支援	人	12	14	17

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- アンケート調査からは、知的障がい者の約3割前後の人が「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の利用を希望しています。そのため、障がいのある児童やその家族が地域の中で安心して生活することができるような療育支援を推進します。
- 児童発達支援については、人員体制を整備し、事業の拡充を図ります。
- 放課後等デイサービスについては、利用者も増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員の育成を図ります。

4 地域生活支援事業の見込み量

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

4-1 必須事業

■数値目標

(単位：年間あたり)

サービス名			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業		有無	無	無	無
自発的活動支援事業		有無	無	無	無
相談支援	障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
	地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
市町村相談支援機能強化事業		有無	無	無	無
住宅入居等支援事業		有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業	件	16	21	28
	手話通訳者設置事業	実施	未実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	2	2
	自立生活支援用具	件	22	24	26
	在宅療養等支援用具	件	19	20	21
	情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8
	排せつ管理支援用具	件	1,866	1,959	2,057
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		実施	実施	実施	実施
移動支援事業	人		45	47	49
	時間		448	475	504
地域活動支援センター事業	人		59	71	85
	日		604	676	757

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、障害者総合支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

<相談支援>

- アンケート調査からは、いずれの障がいにおいても「相談支援」が希望するサービスの第1位にあげられており、ニーズの高さがうかがえます。そのため、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる相談窓口の整備を図るとともに、相談業務に携わる人材の育成と資質の向上に努めます。
- 気軽に相談できる相談支援体制の整備と充実のため、その存在と機能について広く周知し、利用の拡大に努めます。
- 障がいのある人がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりに努めます。
- ネットワーク体制の構築を図り、多面的な相談支援をするため、障害者総合支援協議会の機能の充実を図ります。
- 障害者総合支援協議会などを活用し、成年後見制度の利用促進や虐待防止などの取り組みを推進します。

<意思疎通支援事業>

- 障がいのある人に対し、コミュニケーション支援事業の周知を図るとともに、手話通訳者、要約筆記者などの人材の派遣の充実を図り、サービスの利用を促進します。
- 意思疎通支援等ボランティアの育成を図り、ボランティアの活躍の場を提供します。
- 広報等の音声訳や音声ガイドによる情報提供を進めます。

<日常生活用具給付等事業>

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、個々の障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。
- コミュニケーション支援を促進するため、点字や音声ガイドを利用した情報提供の手段としての情報機器を給付します。

<移動支援事業>

- 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- 移動支援については、利用者のニーズの把握をし、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。
- 個々の障がいの特性に合わせたグループ支援などの移動方法を提供し、より利用しやすいサービス提供を目指します。
- 移動支援のサービスを支給することにより、社会参加への支援をします。

<地域活動支援センター>

- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めます。
- 地域活動支援センターを支援し、その活動が活発に行うことができるよう情報提供や助言を行います。

4-2 任意事業

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を実施しています。

■ 数値目標

サービス名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	人	5	6	8
	日	15	18	22
日中一時支援事業	人	80	81	82
	日	641	628	615
自動車改造費助成事業	年/件	6	6	6
自動車運転免許証取得助成事業	年/人	1	1	1

■ サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

<訪問入浴サービス事業>

- 利用者の増加に合わせてサービス事業者の確保に努めます。

<日中一時支援事業>

- 介護者の負担を軽減するため、日中一時支援の利用を促進します。
- 障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどに活動する場を提供し、有意義な放課後を過ごすことができるよう支援するとともに、障がいのある子どもを持つ親の介助負担の軽減に努めます。

<自動車改造費助成事業>

- 自動車改造費の補助制度の周知を図ります。

<自動車運転免許証取得助成事業>

- 自動車運転免許証取得費の補助制度の周知を図ります。

第7章 計画の推進体制

1 計画の達成状況の点検及び評価

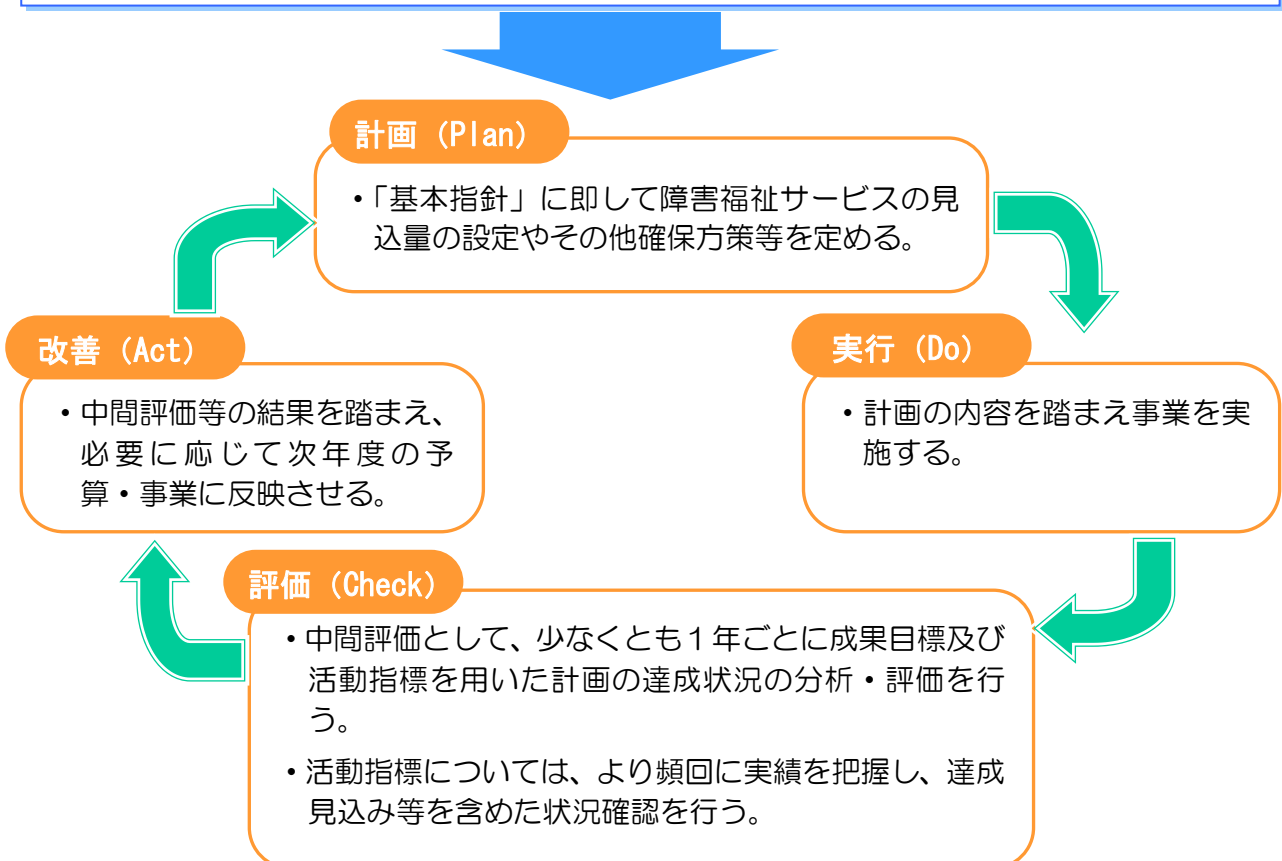
1-1 計画の点検・評価の考え方

障がい福祉計画では、PDCAサイクル※のもとに計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。そのため、本市においては、成果指標や活動指標について定期的に調査分析等を行い、障がい福祉計画の中間評価を実施していきます。

※PDCAサイクル：「PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

基本指針

障がい福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



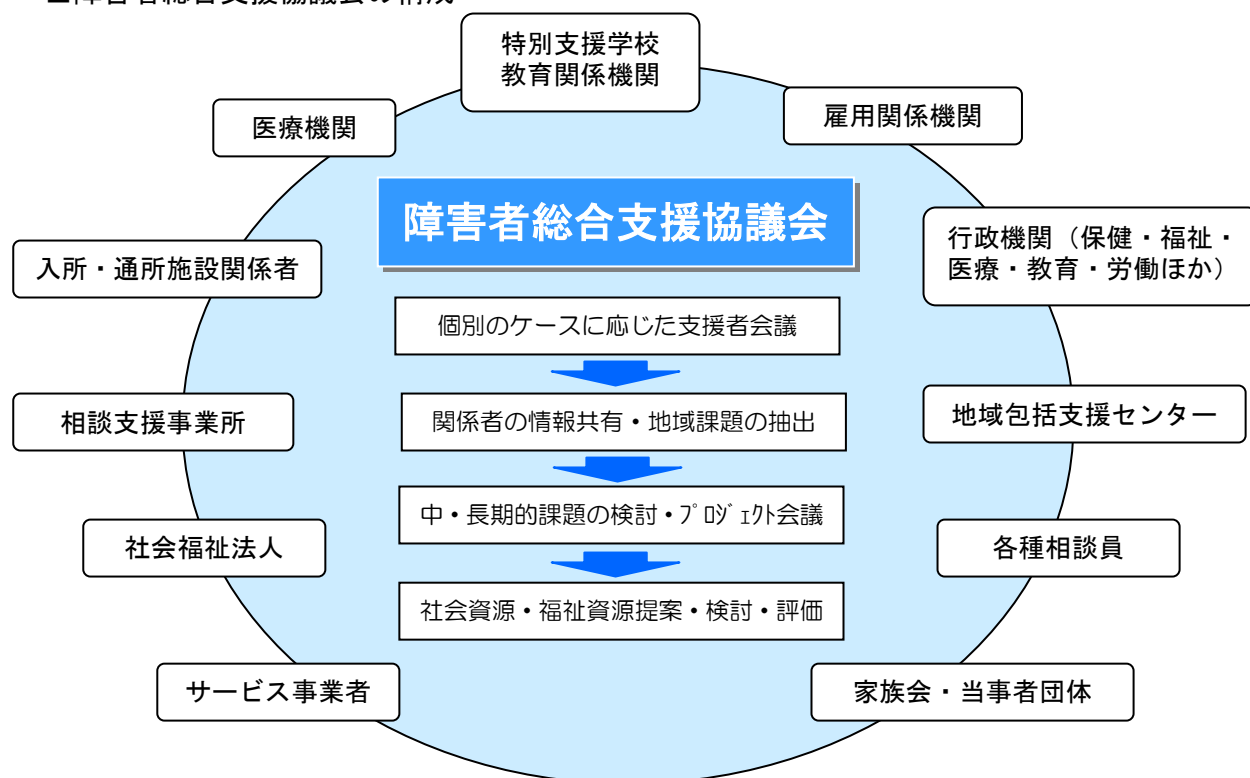
1-2 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、障がい者及びその家族、福祉、医療、教育などの関係機関で構成された、障害者総合支援協議会が中心となって、計画の進捗状況についての点検及び評価をする役割を担います。

■障がい福祉計画の点検・評価体制

項目	内容
協議機関	海部東部障害者総合支援協議会
実施回数	年1回実施予定
協議内容	障がい福祉計画や事業の進捗状況の報告 等
調査分析項目	①施設入所者の地域生活への移行 ②福祉施設から一般就労への移行 等

■障害者総合支援協議会の構成



1-3 点検及び評価結果の周知

点検及び評価した結果については、広報及びホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内 容
平成 26 年 7 月 30 日	(1) あま市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員長の互選について (2) あま市障がい福祉に関するアンケート調査について
平成 26 年 10 月 22 日	(1) あま市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査等報告について (2) あま市障がい福祉の現状及び課題について
平成 26 年 12 月 17 日	(1) あま市障がい福祉計画策定（素案）について (2) 「あま市障がい福祉計画（素案）」パブリックコメントの実施について
平成 27 年 2 月 25 日	

2 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年3月30日

告示第52号

改正 平成25年3月29日告示第63号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条第1項の規定に基づく障がい福祉計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画案策定に関すること。
- (2) あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画の検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 障がい者団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任することができる

2 補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第63号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

3 あま市障がい者計画及びあま市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	職 名
櫻 井 信 夫	あま市議会厚生委員長
杉 本 正 明	あま市民生委員児童委員協議会会長
富 田 悦 充	あま市医師代表
日 置 義 照	あま市歯科医師連絡協議会障害福祉委員長
服 部 章 平	あま市社会福祉協議会会長
山 田 逸 子	あま市身体障害者相談員代表
勝 川 美智子	あま市知的障害者相談員代表
曾 我 和 子	あま市心身障害児者保護者会会長
岡 崎 章	あま市身体障害者福祉協会理事
丹 羽 恵 子	津島保健所健康支援課長
岡 田 保 行	海部福祉相談センター一次長兼地域福祉課長

順不同

